



始



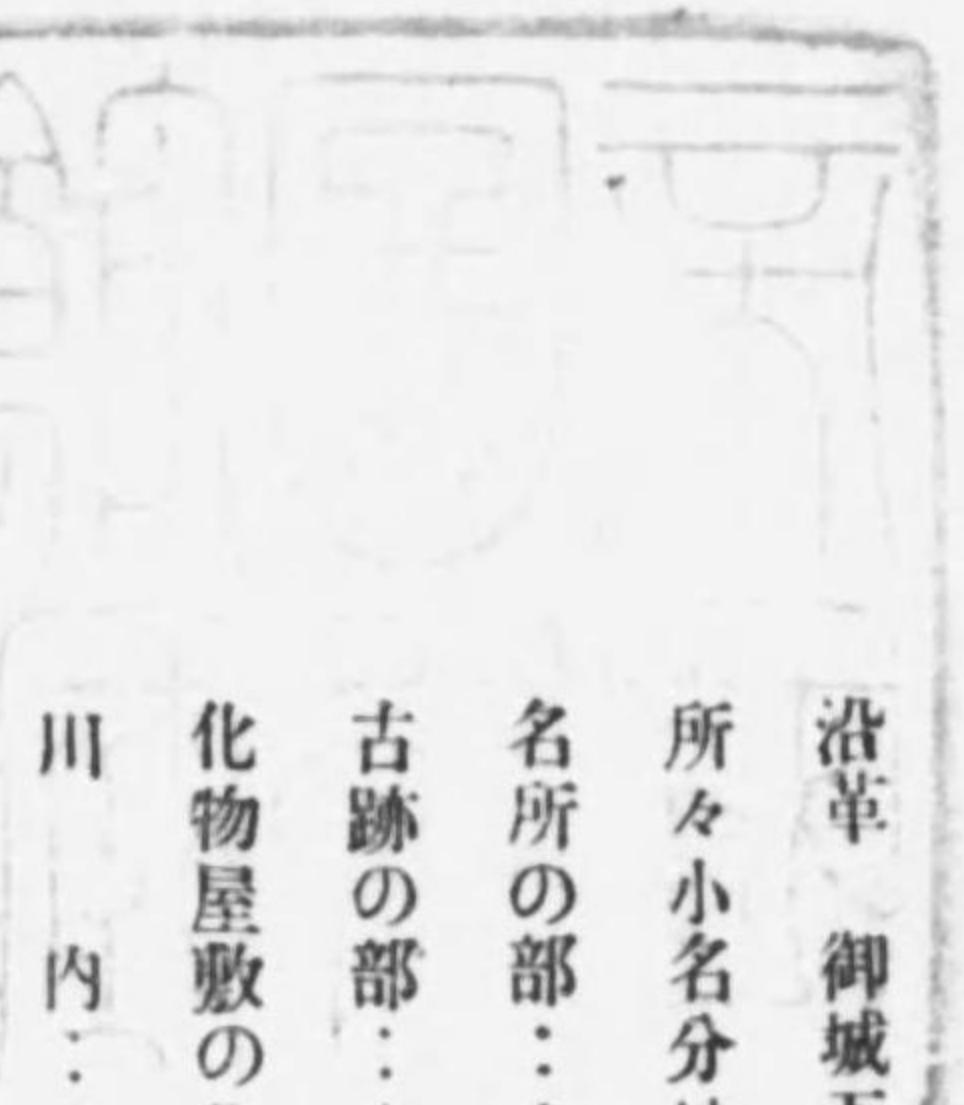
仙

臺

萩

特259
168

仙臺萩目次



沿革	御城下は五村入合の地たること	一
所々小名分けのこと		一
名所の部		六
古跡の部		七
化物屋敷のこと		二
川内		三
琵琶首附越路虚空藏下の邊		四
角五郎並に中島丁附遠八幡邊		五
東は國分町通切・南は染師町西裏切、西は片平丁切		六
北は臺町一番丁南裏切		七



米袋
三七

臺町並に北山邊より東は萬日堂より御旅宮邊まで……………元

東一番丁より六番丁まで……………四二

二 機の部

卷之三

谷地小路庄二八ツ家木ノ下

小田原

定禪寺邊より本寺小路並に榴ヶ岡

町々軒數並神社佛閣門前のこと……………五

神社の部

卷之三

明治三十二年五月二十四日發行増補仙臺鹿の子には原序が缺けてゐるが、吉

藤古道寫とあるとのこと。原字といふのは

君が代は千代にやちよをさされ石の岩ほとなりて苔のもすまでといひ置し言

今此代のことまでの萬の事を書きあつめて仙臺鹿の子と名づけのこし侍る。

元祐八年乙亥夏和昌黎公集

山東志

仙臺鹿の子の作年元祿八年であり、各頂概ね同年まで何年とあるから、内容が作年を確めてゐることゝ見ていく。たゞ追廻馬場の所に寛延三年、大年寺の頂に享保四年、延享二年の年號がある、寫本の場合の誤りであらうか。

仙臺叢書第一卷殘月臺本荒耕は安永年間に成れるものとあるから 享保八年の作と見るべ

き、此の仙臺萩からは以後のものである。

二

わたしは寫本としてのみ見てゐる仙臺萩を活字本にせようとして、先づ以て末尾に次の文字ある仙臺萩(宮城圖書館藏)を臺本とした。

一、松平陸奥守家來林嘉膳同居林子平

其方儀縱利欲に不致候得共一己の名聞に拘り取留候儀にも無之風説又は推察を以て異國より日本を襲候事可有之趣奇怪異談取交致著述其内に御要害をも爲認其上地理違背の儀繪圖爲添書本板行に致し室町二丁目權八店市兵衛へ指送候始末不憚公義仕方不届之至に候依而兄嘉膳へ引渡於在所に蟄居申付候並板行物板木共に取上可申事

寛政四年五月十六日同十八日御小人目附兩人被爲付罷下候 翌五年歲旦の發句

去年つぎし首に雜煮や明の春

右翁の實父御旗元六百石にて岡村半治郎良通と云後笠翁と號著述書

儀式考 仙臺閑語 笠翁記念書

即ち寛政四年以後に於て手寫せられたものなることが明かであるが、何人が之をものしたか。翁とあるのは林子平のことなるべく、即ち林子平を崇敬してゐる人が仙臺萩を寫し、其の末尾に近頃の關心事を書き加へたものであらうか。笠翁記念書だけを見れば、笠翁が手寫記念した如く見ゆるが、そうすれば、翁の實父といふが受取れぬこととなる。之は儀式考・仙臺閑語と肩を並べたものでなからうか。子平の父は東藩史稿に源五兵衛とある。

次に大槻茂興の名ある寫本を参考とした。宮城萩仙臺便覽鈔(宮城圖書館藏)之は念入りに見た。書中の搜繪は名取郡下増田村飯塚大同屋敷洞口氏の所藏のものに據り、當校講師野村房雄君に描いていた。

表紙も亦同君の手に成れるものである。

仙臺名所聞書・東奥老士夜話聞書(宮城圖書館藏)、仙臺城これも參照した。

三

要するに、類書を集め得られる限り集めて刪修の業を全うせようとしたが、原書を探し當てれば之に越したことがないので、探しては見たけれど、乍殘念原書を手にしかねた。若し此の事が縁となり原本に接し得ることが出来れば、これ決してわざだけの喜びであるまい。

仙臺鹿の子・仙臺萩・宮城萩・本荒萩等内容に多少の差はあるが同巧同曲で、唯時の隔りの所を改めたに過ぎない。までのものでもないのに、なせ文字まで其のまゝ踏襲したものであらうか。かゝる次第で鹿の子には兎に角著者名を名乗り得ることであらうが、自餘のものにはそれが出來べくもない。著者名のないのは、恐らく其のためであらう。次に此の類のものには板本がなかつたのか、これも御垂教を期してゐる。

昭和五年六月一日

歴史参考室にて

阿刀田令造

仙臺 萩

陸奥國仙臺城開闢は人皇貳拾七代スイセイ年中始めて城を築きて、其の時より城府を仙代と號す。三十一代用明天皇の時ともいふ。其の後此の府に千體佛を立て、仙代を千體と改むといふ。スイセイより享保癸卯年迄千百餘年になる。其の後島津某住居して、(仙臺名所聞書には野手口山上とあり) 陸奥守と號す。後に島津薩摩へ城府を移して此の城荒る。又文治年中、結城七郎朝光(政光ともあり)住居す。其の後また城荒れ地となる。享保八年まで五百三十八年程となる。また永祿年中國分能登守宗政住居す。享保年中まで百六十年餘に及ぶ。また天正四年に國分彦九郎盛重住居する所山城たるによつて、其の後宮城郡小泉村に要害を築きて、其の跡古城となる。天正十九年政宗公岩手山より名取郡北目の陣所に御發向の節、仙臺の城御一覽ありて、慶長五年十月二十四日に、北目の陣所より御移り、はじめて御祝儀あり。

同六年正月十一日より御普請始、同年二月朔日より五月五日までに、總て侍は不及申、町人等迄、不殘玉造郡岩手山の城より御在府を被移、蔓をならべ城府繁昌す。同年より享保八年まで百二十二年になる、此の時仙臺と號せらる。

寛永十五年八月忠宗公御二ノ丸御普請始、同十六年六月二十五日御移徙。

仙臺といふこと、上古此の城築きそめし時よりの文字か。或説に、昔、千體佛此の府に立ち給ふ故千體と名づくといへり。また一説に、古の城主城府の久しからんことを祝ひ、千代城と名づくと云々。私に考ふるに、古、千代萬世城府の久しからんことを祝ひて仙臺と名付けたるべし。千體といふことは、今に大下馬などとて寺場にて、下馬の松は今八ツ塚へうつしたる曹洞宗龍川院の墓印に植えし松なりとかいふ説あり。殊に御本丸には大師堂などもありしといへば、昔落城の後、末世に及びて寺場となり、千體佛の立ち給ふこともあるべし（寫本仙臺城には、此の御城、昔は龍川院舊寺場なりと見えたり）。然れども仙臺と號せしことは文治年中結城七郎住居以前瑞政年中よりと見えたり。右島津何某當城より西國へ引移せしより、今に島津

の城府を仙臺といふなれば古來よりの名と見えたり。但、伊達の御系譜には慶長七年五月五日政宗公玉造郡岩手山より宮城郡當城へ御移り被成しに、此の城昔は千代又は千體とも書きしを、政宗公仙臺と文字を改め給ふとあり。

御城下は宮城郡荒巻村、小田原村、南目村、小泉村、名取郡根岸村以上五ヶ村入合の地なり。荒巻村分は東照權現の社より南へ六番丁通、同六番丁通を西へ北鍛冶町東裏切、堤通の邊高き通を本寺小路のうへ同心町へ、同心町より南、東三番丁通へ入り、新傳馬町北裏に附き東五番丁邊を清水小路六道辻、東六番丁と七番丁の間の通より南、長町橋の北方若林御米藏あてに、西の方は米ケ袋川内切、北は北山杉山共に東照權現の社地續き一字荒巻村分なり。小田原村分は西は東六番丁通御宮町東裏荒巻村右境切、南は原の町通鐵砲町北裏切、西の方東七番丁車地藏より南へ東七番丁通、それより東六番丁六道辻通西の方へなり出で、荒巻村境より東は皆小田原分なり。南目村分は北西は小田原村境切、南は八ツ塚新寺小路切、東より細くわれ入、南目村分なり。小泉村分は北は南目村境切、西は荒巻村境切、南は長町川

(青葉山碑) 師團内にある。仙臺萩には載せてないものである。



(一)右

右志(誌)者四十余人講衆面々各々所志聖靈往生極樂證大

井(菩薩ノ略字)乃至法界衆生平等利益

正安十一月十四日

(二)左

夫以天地昇下久時何在日月流運長年孰執

懿親去感屬亡人世之短(?)氣索(?)然難留乎

爰(?)禪定比丘陸奥去仲冬下旬之候(?)背南邦昇(?)日趣黃

泉冥格(?)涅(?)形(?)於(?)一仁(?)

數行讀み難い全く磨滅してゐる

第二世賴種(?)

三界臻

數行讀み難い磨滅

弘安第十一二

初(?)建(?)寺妙願

敬白

を限り小泉村分なり。根岸村分は長町川南向虚空藏山、御路次町、鹿落坂、皆々根岸分なり。

右の通五ヶ村入合御城府となる。

所々小名分けのこと

一、川内は北東は廣瀬川を限り、南西は御裏林續き山を限り川内といふ。其のうちにも、追廻し・山の根・大工町・三十人町などといふ小名數多あり。

一、角五郎は南西は大橋川を限り、東は土橋澤切、北は中島丁南裏切なり。

一、臺町は東は二日町・北鍛冶町西裏切、南は一番丁切、西は土橋東上の町切、北は八番丁南裏切、臺町といふ。其のうち小名數多あり。

一、琵琶首といふは評定所西裏割れ入りたる内をいふ。

一、米ヶ袋は東は片平小路切、南は松源寺前切、西北は廣瀬川切、此のうちにも小名あり。

一、新小路は東は御宮町西裏切、南は御旅宮切にて西へ行き、外記町切、勾當臺北一番丁切、西は二日町東裏切、北は梅田川を限り、新小路といふ。其のうちに

小名數々あり。

一、小田原といふは東は野を限り、南は鐵砲町北裏切、西は御宮町東裏切、北は野を限り小田原といふ。

一、谷地小路は東は孝勝寺切、同門前より西へ行き東七番丁切東の方、南は荒町切、北は新傳馬町末より出たる大堀通天神通町切なり。

一、御茶畠とは連坊小路東にて南裏三四丁の間をいふ。

一、若林は東南は野を限り、川を限り、西は土樋東脇毘沙門通切、北は三百人町切なり、うちに小名數々あり。

右の外所々小名多しといへども數丁の限りをいはず或は一二丁ばかりづつ有之小名は記しあらはさず。

名 所 の 部

一、宮城野 木の下白山社の北の野に今に白筋紫筋しろすねむらさき小切田(また小吉田)に咲く草

萩あるところを宮城野といふ。一年切もえ出で咲くなり。昔は宮城野の萩にて、弓うち、鼓の胴を掩へたる名物なりと古説にあれば、常の山萩のやうに聞ゆるなり。昔、爲仲が住みはてゝ京へ上りける時、長持十二丁に宮城野の五色の萩を植えて持たせけるを、京中の貴賤老若^{ちよた}巷^みに満ちて見物せしといふ。今の草萩と聞くなり。宮城野の萩に惡鬼心を止むといふは、昔は此の野廣大にして人家なきゆゑ、盜人此の野に住居せしを安達原黒塚の鬼などといふと同じ、（盜人此の野に住居すると言ふ也。安達原黒塚などに鬼住むといふ者は鬼にはあらず夜盜の住むをいふといふ、本荒萩）皆地に穴を掘り、塚を築き口を明け、其のうちに隠れ居りしなり。上古は西は今^との仙臺城下、北は高松表、東は海邊まで皆宮城野の原にてありしなり。萩の名所にて鹿などをも讀めり。（鹿栖むともよめり、本荒萩）今に野守は國君より被仰付て、木の下東の民家、原の町の南の在家宿ども、秋は一入此の野に庵作り、守りて萩を折らんとする者を禁じとマむるなり。此の野の今御龍場の南、秋は色々の萩咲きて誠に錦の如し。綱村公萩の一ヶ所にて、もしや絶えなんことを厭ひ給ひて、城の

北輪王寺の北・小谷萱の西・中山古海道の東・山添・山岸五ツ程の地なり、此の地へ萩を植えさせ給ひしなり。萩の實を冬採り、春彼岸にうね作り實を蒔き出し、少々、ふりおき候得ば悉くもえ出て、翌年は花咲くなり。

宮城野の野守が庵に擣衣萩が花すり露やそふらん 家 隆

秋はなほ草茂りて野守の家どもさながら萩原の西にありて、古歌の心さこそとおぼゆ。然れども野廣きゆゑ花盛りには野中へ假庵を作りて守るなり。

一、本荒の里 今^との本荒町のことなり。則ち城下南町の西裏大町丁切より南へ通りたる細丁なり。今の荒巻村の裏なり。今の荒町は昔の本荒町を引かれたり。宗久法師東下りの記に

宮城野の萩の名にたつ本荒の里はいつより荒れ始めにけん

一、木の下 城の東新寺小路より生菴原三丁餘行くなり、白山權現の社地なり。今世俗は薬師堂とも堂林ともいふなり。いつの頃より立たせ給ふも知らず、誠に上古の社なり。其の後人皇八十二代後鳥羽院勅願にて御再興、奉行俊成なり。上古は

大伽藍なり。其の時分の瓦は布目ちひさし、今、丸硯などにして、もてはやすなり。中古の瓦は布目ならじ（荒らし）。さて、また此の社内の薬師堂は大同元年に坂上田村麻呂建立、國分寺の寺領も田村麻呂寄附といへども田村麻呂は大同以前延暦二十年に東夷征伐に下りたればいぶかし。人皇四十五代聖武天皇の御時諸國の神社に別當寺を附け給へば、薬師堂も其の時分のことによ、神社に出家の立入ること聖武天皇の時始れり。

古今大歌所の御歌

御侍ひ御笠と申せ宮城野の木の下露は雨に勝れり

一、玉田横野 東照權現の鳥居前の堀、齋垣の内なり。是より高松表へ此の堀流れ出てたるところ、土手のあたりなり。同名河内國にもあり、堀川百首に

とりつなげ玉田横野の放れ駒つゝじが岡にあせみ（馬酔木）花咲く
一、躑躅岡 今天神の社地なり釋迦堂なり同名河内にもあり。歌に
みちのくのつゝじが岡のくまつゝらつらしと君をけふぞ知りぬる

一、仙府八景

宮城野秋月、青葉山夕照、名取川歸帆、不忘山暮雪、北山夜雨、躑躅岡晚鐘、
長町晴嵐、小鶴落雁。

古跡の部

一、鹿子清水 米ヶ袋にあり。長さ一間ほど幅四尺程にして東の方石垣の間より湧き出る清水あり。或説に、右大將頼朝公富士の卷狩し給ふとき、白き鹿の遙々とは迄洩來て此の清水を呑めるゆゑ、鹿子清水といふといへり。また一説に、鹿子此の清水へ入りて死しければ斯く名付けたりともいふ。又一説には、此の清水より常に淡立つ、其の淡鹿子に似たれば名付たるとも、又一説には清水の底岩なり、此の岩地白きに黒き砂くひ入り、鹿子まだならねば鹿子清水といふ由、此の説さもとおぼゆ。

一、清水板橋 清水小路中堀通南の橋、荒町と田町の間へ懸りたるなり。長さ二

間程幅も二間程なり。俗説に義經幼少にて東下りの時、鹿落坂より木の下へ通り給ふとき、此の橋渡り給ふなり。今の往還海道にて町市のうちなり。



一、吹上 これは東照權現の前御宮町北の丁切の橋下を藤川といふ、其の川の押出し、川よりは南にて、町の東裏、畑中に杉一本ある邊なり。此の畑則ち和泉三郎忠衡が乳母小萩といひし、尼になつてゐたる庵地の跡なりとなり。

上白根澤へ葬る。塚の上に

も杉多くあり。

一、小萩が塚 御宮町西万日堂脇より杉山へ出る道二筋あり、梅田川の上方を

渡る道なり、杉山麓へ入りて上白根澤といふ、其の上右の方石坂の傍にあり。寺は松森にあり、二間四方程の塚なり。

一、兒が墓 是は原の町より辰巳の方にて、忠宗公遠丁場御龍場の東にある塚、印に松あり。昔、松島の雄島に見佛上人の住ませ給ひしなり。則ち松島を開基し給ふ上人なり。其の兒に宮千代とて、みめかたち勝れたるが、常に歌をよく詠めり。折々は京へも歌詠みてのぼせけるに、大宮人も褒美し給へりとなん。宮千代都へ上りて、猶々歌の道聞かまほしく、度々暇を乞ひけれども、遠路少人の旅せんことを心許なく思召し、許るし給はず。故に夜逃にして上るとて、今この塚の邊にて落馬し失せぬ。其の靈、夜、人の通るに出て、月は露つゆは草葉に宿かりてと、夜毎に口ずさむ由聞召して、見佛上人或夜通らせ給へて、それこそそれよ宮城野の原とつけさせ給ひし後靈は不出、歌止みけるとなん。又或説には昔宮城野に一人の老翁あり。或時關東より旅僧來りて水を乞ひしに、翁、月は露の上の句を口すさむ、其の後も通るに度々如斯なれば、不審に思ひて、關東へ歸りし時、師の和尚に語り

ければ、我若かりし頃、其の老翁、關東へ上りし時、其の歌を教へしが、下の句忘れけるにやと宣ふ。又下りてそれこそそれよと下の句をつけしかば、其のまゝ老翁白骨となりしといへり。何も慥ならねども、今に兒が墓といへば、前の説よろしと覺ゆ。然れども塚は兩説ともに同前なり。

一、孫兵衛堀 これは新寺小路東押出し、寺小路と生巣原の間の堀、南の方より大徳寺屋敷際にについて北へ流れたるなり。水上は荒町東の板橋より流れたるなり。昔は米ヶ袋の岩穴より土樋を通じ、宮城野へ流す。其の頃、川村孫兵衛とて、うなじに鱗三枚生たる侍、披露のうへ堀りたるなり。總て右孫兵衛見立ほりたる堀こゝかしこに多し。北六番丁の堀を遠八幡奥の涌き上りより、御宮町北丁切、東藤川へ堀通したるも孫兵衛堀といふ。昔は七北田川も宮城郡湊薬師へ流しを、孫兵衛吟味の上新濱の北蒲生村へ通したるなり。故に今は湊の薬師も湊には無之、在家の内にあり。舊川の跡辨天脇などいへり。

一、源兵衛堀 これは釋迦堂馬場の南畔の下、躑躅ヶ岡天神南下より宮城野原へ

押出し、新寺小路東端より流れたる孫兵衛堀へ落合ひ、それより原の町下の方苦竹村へ流れたるなり。先年政宗公御代に此の堀ほり上げ候に、堀の向ふの方へ土を上げたるゆゑ御恙なしといふ。堀の内の方へ上げ候へば、躑躅ヶ岡今の御本丸よりもよき要害ゆゑ、逆心堀に落付く由、其の頃町童の唱へしとなり。其の折は一鉢も内の方へ上げ候へば危きことにてありしとなり。昔はものごと、おほやけにて、御願等も達ての義に無之候へば不指上候故、か様の類は公方様よりも嚴敷御吟味有之となり。

一、猿坂 新坂通北五番丁と六番丁の間の坂なり。或説に八幡太郎義家發向の時、此所狼多かりければ狩り埋めしとなり。

一、物見ケ岡 これは仙臺より七北田へ行く、堤出放れの海道よりは東にて、右の方の山、杉山の臺へ押廻はし大岡なり。これを物見ケ岡といふ。東鑑(文治五年八月十四日の條)に賴朝公物見ケ岡も心許なしとて、小山兵衛尉朝政、同五郎宗政、同七郎朝光、下河邊庄司行平を遣はし給ふ。各かの岡に向ひ見るに、大將ははや落失

せ、跡には慢幕ばかり残して、郎従僅か四五十人ゐて防戦ふ。各武勇を勵まし攻めけるほどに、或は討れ或は生捕られければ、（其の内相留る郎従四五十人防戦すと雖も、朝政行平等の武勇を以てす、或は梶首、或は生虜となり、皆悉く之を獲たり、東鑑）小山下河邊等はそれより大道を経て賴朝公の御跡を慕へ行くとなり。

一、國分の中山 東昌寺前北山下り 海道より北山輪王寺脇より北へ出て行くなり。則ち今の中山なり。

一、深澤の城 長命館ともいふ。中山の道を野村海道といふ。其の道を仙臺より行けば中山の北端きたば、右の方にある榎木山よりは南に當るなり。大澤切入北城なればよき要害なり。今の七北田町はこれより引き移したるなり。

一、かひもり坂

一、國見坂

一、くわつき坂

一、榎塚 御二ノ丸北の御裏御門よりとつなぎへかゝり少し東へ出て、麻布様御

立被成候御茶屋あり。此の御路地の東向に榎の大木あり。時に南無妙法蓮華經と此の木の下にて唱ふるなり。麻布様此の御茶屋へ御出の時分は御座敷の内其の方の間へ御屏風立つなり。昔法華宗の僧一人此處に庵を結びてゐたり、死して葬りたる塚なりといふ。吉村公御代出頭板橋文五郎に被下。

一、夷穴三ツ これは東昌寺客殿の裏の通り、北なる亂塔道を通り、長坂打ち越し、北の澤へ下り候へば堤あるを土手渡りて行けば堤際より細道少し形付きあるを行けば十四五間ゆきてあり。東の一つは水流るゝなり。西の二つは間の岩奥いりにて一つの穴になるなり。それより一段下り平にて、其の奥不知となり。

一、鷺ヶ森 七北田海道堤はな出放西の上の山なり。今俗にさんが森といふ。

一、二本杉 これは北七番丁新道通共に四丁目、東角北側なり。昔朝日といふ神子を葬りたる社なり。今俗もり子の社といふ。其の墓印に植え始めし時の杉なり。今に子孫北村木町にあり。

一、不動堂ノ古跡 これは新道通共に三丁目北側、東角より西へ四軒目の屋敷な

り。當時熊谷市八住居す。右七番丁のうちなり。

一、御殿ノ古跡 右不動堂屋敷の東隣なり。先年政宗公の御龍場の跡なり。
一、淨圓坊 東照宮外門入口堀の北向、並杉につきて東へ行けば一丁程過ぎて石塔あり。昔行人の葬りし所なり(行人塚)。今其の傍に道心坊庵を結び居るなり。

一、富田臺岐本屋敷 は今の大町主計屋敷なり。

一、大槻三太夫屋敷 は臺町五番丁、北鍛冶町通西裏、横丁角より南側にて木町通の方へ三軒目なり。元來二軒目なりしが、四軒目は三太夫從弟の田村作右衛門屋敷故、三軒目は青木喜兵衛とて少身者なりしに取替移る。二軒目喜兵衛屋敷今は大立目隼人屋敷なり。三軒目は今に三太夫代に立てたる門並に長屋なり。

一、田村作右衛門屋敷 は四軒目にて今は内藤閑齋屋敷なり。

一、久光善左衛門屋敷

一、伊達兵部少輔屋敷 支倉通臺町一番丁東支倉橋の翔上り西側東向の門大手にて臺町二番丁へ押通し、當時村田五郎左衛門・太田安之進屋敷より新坂川下まで四

角の大屋敷なり。大手の東向も兵部少輔殿菓子屋今日野忠五(三)郎、其の北大内備前、頃日太郎八といひしなり。今は大内將監とて片平小路の南、北目町の裏の荒屋敷なり。

一、田村殿本屋敷 は今の大橋脇伊達六郎殿南向、片倉小十郎屋敷なり。義山様御代(忠宗)には古内主膳屋敷にてありしなり。其の後麻布様御幼少の砌右田村隱岐守殿屋敷となるなり。今、片倉小十郎屋敷にて其の時建てたる廣間大手門等なり。隱岐守殿右京太夫宗長其の養子下總守殿(誠顯)の屋敷は今茶畠にあり。

一、原田甲斐屋敷 當時片平小路茂庭周防、南隣は伊達左兵衛殿屋敷なり。其の南の横丁は良覺院門前へ抜ける横丁なり。其の南角は當時奥山主計屋敷なり。其の南隣頃日まで亘理石見屋敷にてありしなり。これ則ち原田甲斐屋敷にて有りしなり。
一、志賀右衛門屋敷 は北山大崎八幡丁へ臺町七番丁より下り口にて當時車喜太郎などゐたる三軒分一軒にてありしなり。

一、横山彌次衛門屋敷

- 一、藤田清十郎屋敷
- 一、渡邊金兵衛屋敷 は鹿子清水より下り川淵。
- 一、平渡清太夫屋敷
- 一、茂庭大内藏屋敷
- 一、遠山帶刀屋敷 は今貞料院様御屋敷なり。
- 一、古内造酒之進屋敷 は大工橋川内翔上り今中村日向屋敷なり。
- 一、片倉小十郎本屋敷 は大町西丁切にて、此の頃の津田民部の屋敷なり。北側今は大橋の南脇、伊達六郎殿向なり。田村隱岐守殿屋敷の所に委敷記す。
- 一、布施和泉本屋敷 は御炭藏向角今の中名刑部屋敷なり。
- 一、木村太郎左衛門屋敷
- 一、佐藤平助屋敷
- 一、片山權三郎屋敷 は勾當の臺より定禪寺通北側西角なり。

化物屋敷のこと

一、新坂通臺町五番丁南側東角なり。先年此の屋敷拜領したる者、妻子もなく一人住みしに、或夜木枕してそべりたるに、障子の向ふより、月影に軒近くありて呼ぶなり。障子の透間より見れば、遙か軒の上に法師見ゆる。昔よりわが居所なり、去るべしといふ。主人聞きて拜領したれば我屋敷なりといふ。法師聞きて先年より誰も久しく居ること適はず、皆われを粗末にしたる故なり、祭日に酒食を備へんと約束しなば去るなり。屋敷の内梅の木の下に祠あり。それはわが居所なりといひしとなり。當時今泉孫八郎屋敷なり。

一、土橋通臺町七番丁と六番丁の間、白根澤十藏南隣當時遠藤九郎兵衛屋敷なり。九郎兵衛折々變りたるものを見る。或時は大なる法師月夜などに路地の前を通るときあり。

一、御二ノ丸北のとつ、なぎより北へ行けば西へ行く丁の北角の屋敷なり。昔、此

所の家主の下女皿を破りし故に主人手討にして古井へうち込めたるとなり。今も時として井のうちに皿を數へ、一ツより九ツ迄數へてわつといふ聲するなり。又時としては、井のうちより火の燃え上る時もあり、又井のそばの松の木の上に大法師腰うちかけ居る時もあり。中頃綱村公御代に月科和尚を置かれしなり。當時は若林孫左衛門屋敷なり。

一、北一番丁二日町裏勾當の臺十文字にて南側東角なり。日向殿泉田出雲に四月の頃に被參しに、屋敷の角坪笠のさま出格子より、美麗なる女二十七八なるが裝束花の如く粧ひ見ゆたるとなり。親類ゆゑ内に入り内賓の格子に出られたるやと聞く。出雲いつもの事なり、春の長閑なる時分、路地の向ふの畠のうちに美女立ちゐる時もあり、又或時は暮れ方に白装束に散らし髪の女茶の間の前の井を井側より釣坪の車を頻りにかへし水汲み上ぐる時もありとなり。出雲前の本多伊賀今之源之助父ゐたるとなり。其の節も度々か様のことありしなり。雨の降る夜の淋しき時など、腰に梓の弓張りたる姥、破れたる鉢を首にかけて軒のあたりを通り歩くなり。但

し人に仇することもなし、其の家事出る事もなし。

一、おはな女 北六番丁萬日堂の門の東に、北へ割れたる細丁は六供のうちへ行く道なり。其の傍の土手に穴あり。或時は門前の小路に男立ちて、したくはよきかお花くと呼ぶときあり。或時におつと答へて、年の頃廿七八の女のうつくしきが、裝束花やかにして、右細丁より出て、うち連れいづくともなく行く時もあり。又は夜更けて人通るに、細丁の垣の上に右女立ちて笑ひかくる時もあり。

一、北五番丁堤通東の横丁にて、或時は十四五の女童辻番所に立ちゐる時もあり。正徳二年正月廿四日の夜、菊田治助通りかゝり、此の童女小盆をもちて立ちゐたり。暗夜なりしが目のうちは白めき色に黒目ともに光り、はきと見へしなり。杖にて打たんとしけれども、萬一宿守等の娘にもやと通りければ則ち失せしとなり。西角は加藤重三郎なり。

一、堤通北四番丁北側西角は最前は煤孫太兵衛屋敷なり。竹林茂り提燈下る時もあり。

一、堤通東の横丁北七番丁六番丁の間なり。先年より度々見かけしなり。或時雨夜に七番丁より一番丁へ歸る人、夜更け提燈下げ行くに、十二三の野郎、小提燈にてあとさきになり行く。見れば顔は火の如く赤きなり。一番丁行當りにて失せしなり。同横丁南側東角は今菅野新七屋敷なり。其の前は富岡十之介屋敷なり。十之介正徳年中七月十五日晚妻を町に伴ひ、きりこを見せ歸り、井の邊にて亂心して妻を切る。今に其所にて夜更けて火の燃ゆること度々なり、數人之を見る。

一、北四番丁堤通より二丁東光禪寺通にて夜更けて人通るに暖き息を度々吹きかけられしなり。又得知れぬもの後前に通る時もあるなり。

一、北臺町七番丁通西の横丁より八番丁へぬくる横丁、昔より度々夜中人の目を俄に見へなくしなとするなり。狐なりといふ。

一、臺町一番丁より二番丁へぬくる横丁通西裏なり。大なる白莢樹さいかじゅの下に白髪の姥横丁をふさぎ立てる時あり。夜、中間通りかゝり一番丁へ漸くかけ抜けしなり。

一、東照宮御旅宮の角の石化かりひやくる由。或時夜更けて、雨中に菊田治助通りしに、

御旅宮南の十文字より西へ行かんとするに、焼火の松木十文字へ數多散らし置きたり。常ならば大雨に不審立つべきに、其の辻の西餅屋の火を投げたるらんと思ひて通りしに、餘りおほさに家に歸り不心得、小路一ぱいあるべき謂れなし、然らば明日は燠炭ひやくさんとなりてあるべきと思ふて、夜明け則ち行きて見れば、何もなかりしとなり。又其の北の横丁東へわたる石、小路一ぱい長さ一丈ばかり黒きものに立ち見えしを、喜兵衛といふもの抜討に切つて翌朝行きて見れば、北角の石を三寸ほど細に切りわりたり。元祿十七年ゑと今に跡あり。總て此所より雨中杉の中より提燈下りなどには衣類の紋も見えしかど陰火なるべし。或は辻番所の上に火をもやし、北六番丁へ來りて野郎となし類、皆狐の業なるべし。

一、臺町三番丁中島丁へ行く土橋、昔より度々山猫化やまねこけし所なり。

一、本寺小路觀音堂前南角進藤勘四郎といふ者、義山様御代に夜更け嘶の歸るさに、わが家の門を明けしに、門際東の杉の上より、勘四郎くわんと呼ぶ。何者ぞとふりあげ見れば、白衣の女散らし髪にて、杉の上より首二三十投げたり。それこそ望

むものなりと、取らんとしければ、女も首も失せにけり。

一、南町裏鹽倉丁東の横丁、今の遠藤、西隣は今細目清左衛門、昔は小島藤右衛門屋敷なり。五兵衛代に、或暮方南の方篤際梅の木の上に立鳥帽子白直垂着きたる廿ばかりの男金の扇にて二三度招きたることあり。又或時は在郷より荒町へ歸るに小路より日暮れて此の屋敷の杉の上より白衣の女笑ひかけし所なり。

一、荒町より眞福寺へ下り候細丁、今の只木惣助門前にて、或暮方冬のことなるに、近所の若侍女に行き逢ふ。われは妾なり、今夜切らるゝなり、助け給へと約束せしに、夜半過ぎ、川の邊にてわづといふ聲にて、間もなく小座敷前の中地へ女の首飛び來て落ち恨みしことあり。

一、支倉通臺町五番丁東北角屋敷は先年御郡司櫻田安兵衛屋敷なり。此の屋敷裏に穴あり、新十郎狐といふありて其の近邊様々化けたるなり。

川 内

一、昔仙臺城に虛空藏堂ありしが政宗公右城御取立の時分御本丸より今の愛宕山へ移し給ふ。又御二ノ丸の御門邊に愛子方面への海道あり（仙臺城に曰く長町より愛子村の方へ舊海道あり、今に其の頃の供養の石碑・道分等ありと）。又大下馬邊は八ツ塚曹洞龍川院古寺場なり。大下馬の松は龍川院門前に植えし松なるべしといへり。

一、追廻しとは馬場ありて馬を追ひ廻はすゆゑにいふ。南の方川原口より琵琶首の御花壇へ笠を造りかけ、長さ二百間ほどの橋あり。花壇橋といふ。寛永十四年六月半頃より毎日雨降り同廿六日大洪水して橋流るゝに、此の時大橋も落ちて擬寶珠相馬領まで流れて行くなり。寛永十四年より享保八年まで八十七年なり。

一、御米藏昔は大下馬外繫の邊にありしが、其の後御本丸太鼓部屋の下に移ざるゝ。白鳥明神は根ツ子町の北裏にあり、委しくは神社の部に記す。

一、根ツ子町は龜ヶ岡の北に當りて山の腰に辰巳より戌亥へ割れたる町をいふ。昔山を切り崩し木の根を掘り屋敷となしたる故にいふ。同三十人町は川前の町なり。

一、御裏御門通北に四方三四十間餘にて荒れたる屋敷あり、是を化物屋敷といふ。世俗に此の屋敷にて松といひし女主人の祕藏しける皿を破りければ、主人怒りて手討にす。其の亡魂今にあつて折々出づるといふ。萬治三年の頃より荒始まるとなり。同年より享保八年まで六十四年なり。

一、山屋敷(山の根)は御二ノ丸北裏山際に南北に割りたる町をいふ。龜ヶ岡は昔は門前町の邊を坊主町といふ。天和三年八月八幡を移し給ひてより龜ヶ岡と號せらる。天和三年より享保八年まで四十一年に成る。

一、御裏御門よりは北東の御茶屋、元祿五年秋より御普請始同年冬出來、新となぎも同時に建つなり。

琵琶首附越路虛空藏下の邊

一、琵琶首は北の方細く、南の方丸太く、川廻りて琵琶の首に似たるゆゑ名付るなり。

御花壇あり。

中頃此處には罪人を刑罰せらる。寛文六年の頃米ケ袋に移す。享保八年まで五十八年なり。鐵砲御藥藏ありしが延寶元年五月十五日出火、焼けて後若林へ御藏を移さる。延寶元年より享保八年まで五十一年なり。

一、評定所北脇へ新丁元祿七年冬通る。

一、御靈屋は寛永十三年丙子五月二十四日卯の上刻政宗公御他界につき同十四年より越路山の尾崎瑞鳳寺に御普請、同十五年御造畢。同年より享保八年まで八十六年なり。忠宗公御靈廟、綱宗公御靈廟。

一、鹿落坂は越路觀音の下の坂なり。上古より海道にてありしゆゑ、此の坂口より鹿ども里へ下るにより鹿おり坂といふ。今世俗は鹿落坂といふなり。昔よりの東海道にて此の道のはか仙臺西南の山より出入道今もなきなり。

一、越路とは鹿落坂の邊をいふ。昔、東海道にて都方の人は名取郡笠島の道祖神前の山脇に附きて北の野原に出て、鹽手村實方の塚の前にかかり、大方、山の据

小幸が橋を渡りて、茂ヶ崎の北七曲り坂を越へ、澤を西へ上り、此の鹿落坂を下り、下の大川を渡り、米ヶ袋今田町を過ぎ、宮城野木の下へ出でしなり。清水小路・清水の板橋其の海道筋なり。されば往來の人越し来る路なりといふ心なり。又鹿の妻をこひて山里かけて往來する路ゆゑ戀路ともいふ由、やさしく聞ゆ。

一、伊勢大神宮 鹿落坂の南の少し上に立たせ給ふ。

一、越路の觀音堂 鹿落坂の西の上にあり。

一、虛空藏堂 慶長年中御本丸御築立の節當山へ移さる。享保八年まで百二十餘年なり。

一、愛宕神社 の來歴は詳かならず。

角五郎並に中島丁附遠八幡邊

一、角五郎、昔角五郎といひし田夫住せし故なり。又角五郎の地形角の如くに少しひれり。細き角の形に似たれば角五郎といふ説あれども虚説なり。

一、御木場あり。古御梁場の内より大橋へ行く間の澤にあり。難所にて岩尾聳へ峨々として山の腰帶にあご落し廻り行く所なり。へぐり廻り通爰なり。天和年中道となる。切り崩し路とするゆゑ切通しといふ。元祿三年の頃家多く出づる。又其の後元祿八年八月末九月始までの内悉く切り開き大道と成るなり。享保八年まで元祿八年より二十九年に成るなり。今は切り通しといふ。

一、片袖の岩又は誰が袖ともいふ。新坂より西に當りて土橋より澁が橋通へなり出たる岩なり。昔は振袖の如く峨々と成り出たる岩ゆゑ片袖の岩と名付けしなり。今は其の形も見へず、小さき岩にてあり。

一、辨慶が岩とて片袖の岩より四五十間餘西に法師武者の形に似たる黒き岩あり。今は形見へすして成り出たる岩あり。

一、白糸の瀧 辨慶岩より二十間餘西に糸をはへたる如く細く亂れ幅も狭く落ちるなり。

一、淀見が橋 元祿八年八月半より御普請始九月半頃成就せり。享保八年まで二

十九年なり。

一、新坂は元祿年中始めて屋敷となし、崖を切崩し坂となして新坂と名付けたるなり。右切通・澣が橋・新坂同時に出來す。

一、瀧町 角五郎より西北に當りて河原通の一町をいふ。遠八幡の上觀音堂脇より流れ落ちる瀧あり、其の邊なれば瀧町といふ。角五郎のうちにはあらず。貞享三年の頃屋敷出る。

一、角五郎船塲渡守 白山の社船場より西なり。此の邊東西二三丁ほど南北四十五ほどあり、在郷分。

一、淀見が橋の河原町 元祿八年十二月末屋敷割出る。中島丁、西南は一段低く北も少し低し。東は大澤切入、中高きゑゑ中島丁といふ。

一、又五郎坂 土橋より中島丁へかけあがる坂をいふ。昔又五郎といふもの住みしとなり。

一、土橋 昔は大澤にして往來なり難きゑゑ、中島丁角五郎などの屋敷／＼より

人馬を出し、寛永と明暦の頃、兩度底樋を伏せ土手を築き橋となす、故に土橋といふなり。此の橋の北の藪に山猫ありて、折々藪中より闇き夜は兩眼玉をならべ、頭巾冠りたる人となつて、女を捕へなどしたるとなり。

一、瀧穴 土橋西脇に瀧あり、黒染する者常に絶えず。元祿三年の頃より此所家地と成る。

一、高力左近御預屋敷 寛文四年四月始に立つ。享保八年まで六十年に成るなり。延寶四年の頃割り崩し小屋敷となる。中島丁より十二軒丁へ突當りたる横丁西角一段低き所が則ち高力左近獄屋の跡地なり。

一、十二軒丁 切通のかけあがりの丁をいふ。屋敷十二軒あるゑゑにいふ。仙臺大繪圖にてケ様の類は孰れもよく見ゆるなり。

一、大崎八幡 遠八幡とも北山八幡ともいふなり。龜ヶ岡八幡は梁川八幡の御事なり。慶長九年に岩手山より御移し、同十四年御宮御建立なり、米澤八幡是なり。

一、觀音堂 は八幡町の上にあり。佛殿の部に委く記す。

一、坊主町 は元祿三年の頃割出るといふ。

東は國分町通切、南は染師町西裏切、西は片平丁切、

北は臺町一番丁南裏切。

一、片平丁 廣丁とも云ふ。西は大川にて岸高く東にばかり屋敷ありしゆゑ、片平丁といふなり。南は田町より西へ押出し、北は臺町一番丁切をいふ。又、大名小路ともいふ。

一、馬場 立町通と大町通の間、片平丁の内をいふなり。昔は片平丁小路北頭より南の末まで明け通しなりしが、延寶六七年の頃大町西の指當りより評定所下り口の間塞がり屋敷となる。享保八年まで三十七年ほどなり。

一、支倉 北一番丁西の川岸なり。茶屋の中ほどより川へ下り口あり。昔川内へ行く通りなり。支倉上の家地元祿十二年末に割る。

一、並杉 仙臺御築立以後大町通西より臺町一番丁までの間片平丁へ植ゑられし並杉大木枝茂りて御堀の方見えざりしを元祿七年八月皆被伐。享保八年まで三十年なり。評定所かけ上り南北川岸の並松も皆ほりすてられしが元祿四年三月の頃並杉を被植。鹿子清水かけ上りより御牢前邊りの並松も元祿七年八月皆伐らるなり。

一、袋町 三十三間堂の東にて柳町丁切より西へ押出しなり。三十三間堂は貞享二年に始めて立つ。享保八年まで三十九年なり。

一、狐小路 良覺院東裏にて南へ割れ曲りたる細丁なり。本荒町の西裏なり。狐多くしてさびしき丁ゆゑ名付たるなり。

一、本荒町 昔は本荒の里とて萩の名所なり。宮城野の内なり。其の時分は在家も見えた。狐小路の東にて南町の西裏なり。南町より西へ出る町二ツあり。北の横丁は本荒町北端疊町といふ辻へ出るなり。此の十文字より南へ割れたる丁をいふ。寛永四五年の頃毘沙門堂前へ移さる。享保八年まで九十六七年なり。太夫小路といふも右本荒町のことなり。

一、壘町 南町より西へ出る丁二つある内、北の横丁より西へ行けば十文字の辻へ出るなり。其の辻より大町の方北へいふなり。極月晦日近くになれば在々所々より疊を此所へ出して商賣するゆゑにいふなり。

一、本柳町 片平町の東裏本材木町通よりは西にて大町通北の方へ三四丁が間をいふ。昔の柳町なり。是も本荒町と同年に今の柳町へ移さる。

一、本櫓丁 兩説あり。先年馬日市立ちしに同方奉行の見分やぐらありしゆゑ名付となり。又一説に先年火の見櫓ありしゆゑともいふなり。是慥かなるべし。今材木町の南裏丁なり。朴澤道意などがゐたる丁なり。

一、矢倉丁 今櫓丁ともいふ。本櫓丁のことも是にて知るべし。火の見櫓あるゆゑにいふなり。立町北裏の町をいふ。昔は太鼓なりしを寛文延寶の間に鐘にせらる。

一、清水 今櫓丁のうちにて本木町通の方北側の邊より涌き出づる清水なり。國分町にて底^{そこひ}櫛を通して此の清水を汲みて呑むなり。

一、新馬場 元祿七年八月出る。北目町通より御鍛冶屋前片平丁小路横丁へ新に出づる。享保八年まで三十年なり。

米ケ袋

一、米ケ袋 昔は仙臺原とて鶴鶴多き所なり。其の名をよねケ袋とも君ケ袋ともいふ、慥かならず。

一、鹿子清水 片平小路南の留より米ケ袋へ下り口の坂の邊をいふ。清水は坂の北脇にて東の方の石垣の間より出づるなり。委しくは別に記す。

一、米ケ袋寺脇越後侍御預り屋敷延寶八年に建つ。

一、御人切場 寛文六年頃琵琶首より移さる。享保八年まで五十八年ほどになる。元祿年中七北田に移さる。同三年頃屋敷に割る。新花壇といふ。長徳寺（本荒萩、松源寺）裏川原的場近所なり。享保八年まで三十四年ほどなり。

一、御鷹部屋 元祿六年頃御鷹放さるゝゆゑ其の跡荒る。鹿子清水より一丁北に

て四十間に五十間ほどの圍なり。内に諏訪大明神立たせ給ふを荒町毘沙門社内へ移さる。毘沙門の西脇の祠是なり。

一、源兵衛淵 大川の上に岩穴二ツあり。鹿落坂の邊より見ゆる。内廣くして棚釜場などの跡あり。昔野武士住みけるとなり。今夷穴といふ。

臺町並に北山邊より東は萬日堂より御旅宮邊まで

一、臺町 五六番丁の間一般高き故に其の邊惣名にいふ。前に委しく記す。

一、支倉 昔はせ倉といふ者住居せしゆゑにいふ。臺町一番丁西指當り大川の上をいふ。支倉渡戸支倉橋とて橋あり。元祿七年八月三日に洪水して橋損す。此の時橋を引き道を通じ淀見が橋出る。支倉橋は長さ三十間ほどなり。小橋は九間ほどにてあり。大橋小橋二ツありしなり。同年より享保八年まで二十九年なり。支倉通、支倉より北へ通りたる丁なり。

一、狼坂 新坂通五番丁と六番丁の間の坂をいふ。昔狼多くして人馬に當るゆゑ

此所に狩り埋むとなり、西性院の前なり。

一、大願寺通は新坂通のことなり。北山輪王寺脇右海道邊迄。

一、御瓦屋並にゑぞ穴北山東昌寺裏堤の北に當る。

一、白石海道昔は輪王寺西脇にありしが、寂光寺の願にて今の門前へ廻はし、寂光寺西より山海道となるなり。

一、熊野三社 北六番丁藥本寺門内脇に東むきに立たせ給ふ。毎年九月十九日に湯だて。今は御堂建立などの時ばかりあり。昔は大社と見へて御手洗は七番丁にて町通り押付西裏の邊土屋敷のうちにあり。

一、清水 熊野權現の御手洗なりとて清水あり。呑む者病を癒すといふ説あり。護符を呑む水に人々用ゆとなり。私曰、北七番丁南側成田傳八郎屋敷裏取り分け深く東へ流れ丹野利右衛門屋敷裏まで通るなり。熊野三社は六番丁藥本寺中にあり。一、新小路 寛永十四年より今同心町の東裏邊北鍛冶町通御足輕町邊より東北へ段々屋敷割出す。其の節前々よりありし古町を新小路といひしを直に今もいふな

り。寛永十四年より享保八年まで八十七年に成るなり。

一、外記丁 昔齋藤外記といふ人住みける故にいふ。

一、勾當の臺 昔花村勾當住居しけるゆゑにいふ。明暦三年頃まで存命なり。堤通北一番丁指當りに屋敷あり。一番丁十文字東南角泉田出雲屋敷邊なり。勾當の墓は出雲屋敷南下りにあり。定禪寺の西馬場より石塔見ゆる。明暦三年より享保八年まで六十八年なり。

一、化物屋敷 右出雲屋敷なり。西角の出格子より或時は白晝に美女のぞき、日暮は茶の間の前の井筒に女ちらし髪にて水を釣り、春秋花の時は盛に草叢に立ちなどするなり。

一、新馬場 定禪寺門前西脇なり。東一番丁より六番丁までの部に委く記す。

一、杉山

一、御瓦焼所

一、梅田川

一、明神關

一、藤川

一、杉苗畠 権現町南丁切西裏の邊をいふ。昔の御杉苗畠なり。明暦年中に侍屋敷と成る。享保八年まで六十年餘なり。

一、成田權之助本屋敷 は北一番丁權現町西裏の丁なり。大屋敷なりしが、寛文元年頃夏中小屋敷に割りて、北へ町通るなり。同年より享保八年まで六十二年なり。

一、津田玄蕃本屋敷 は權現町西裏三番丁と五番丁の間なり。四方百三十間餘なり。

一、萬日堂 寛文十一年十月良存坊といふ出家、仙岳院の塔頭寶藏院の地内松原

の内へ庵を結び融通念佛の万日を始む。天和元年十月其處大下馬となるゆゑ仙岳院

寺中へ引移し、貞享三年に大下馬西脇今の道場へ大堂を建て移す。元祿八年三月九

日より同十五日まで七日の間一万日回向あり。晝夜貴賤男女群集す。此の時万日堂西脇大佛唐金にて鑄る。万日堂元祖良存坊仙岳院塔頭延壽院に直る。其の後満願寺へ直り、享保七年四月一日より同六日まで五日の間晝夜二万日の融通念佛あり。元祿八年より二十八年なり。寛文十一年より五十二年に成るなり。

一、堀 北三番丁二日町東裏より、北一番丁を御旅宮前へ通り、車地藏の東鐵砲町北側の裏境に附き、延寶三年の夏新堀掘られしところ、其の後御旅宮角より本寺小路の東大工町へ堀を廻し、鐵砲町裏の間堀埋る。延寶三年より享保八年まで四十九年なり。

一、外記丁東裏の末無元祿八年外記丁北側中ほどへぬける。

一、北八九番丁南西の方より東北へ元祿八年まで年々屋敷割なさる。

東一番丁より六番丁まで

一、東何番丁 とは元來西より段々東へ丁割出したるゆゑ東の方へ何番丁といふ。鹽倉丁を一番丁といふ。昔御鹽藏ありし所なり。

一、糠糞丁 は四番丁をいふ。此處へ糠糞出る故にいふ。万治年中の頃二番丁へ糠糞出しゝを其の後四番丁へ出すとなり。

一、百騎丁小路 一二三番丁をいふ。昔は此の三丁に馬上百騎ありしゆゑにいふ。今は二番丁ばかりを百騎丁といふ。

一、六道の辻 清水小路の北の留りの六方六筋に割れたる巷なれば六道の辻といふ。又或説に來世への六道を表はし、此所へ佛を立てるゆゑに六道といふ。此の丁は北目町より八ツ塚へ通る所にして北目町通といふ。

一、御名懸丁 は新傳馬町東丁切より東七番丁車地藏邊への通なり。

一、裏五番丁といふは東五六番丁の間南は南町通北は御名懸丁の間をいふ。

一、大日横丁 南は柳町通より五丁目末無までの丁なり。

一、南町通 西は狐小路より本荒町、南町、野中明神社脇通、東十番丁天神山下

邊通る所なり。

一、柳町通 は同所東大日堂前より八ツ塚孝勝寺下馬先まで。

一、北目町通 とは同所御札前より東八番丁下蓮池報恩寺前へ出る。

一、野干小路 とは東五六番丁の間、柳町通と南町通の間、一丁ばかりある丁をいふ。

一、五ツ橋 清水小路にて懸幕小路通の角なり。橋を五ツ、またへ懸けたるゆゑにいふ。いづれも石橋なり。

一、新馬場 定禪寺地内西脇なり。延寶七年頃出る。享保八年まで四十六年ほどなり。

土 樋 の 部

一、土樋 は昔土の樋を懸け水を流したことありて土樋といふ。孫兵衛堀へ落せしなり。

一、古田沼 毘沙門通より半丁ほど西の方にて南側にある（聞書に皎林寺境内とあり）。昔は田にてありけるゆゑ古田沼といふとなり。此の沼にふるた多く住みけるゆゑに名づくともいふ。長十一間ほどに北の方幅三間ほどにて南の方は細くて葦芽の葉の如し。

一、猿引丁 猿曳とも居るゆゑにいふ。染師町通より土樋へ行く横丁をいふなり。此處に山王社あり、別當寺もあり。

若 林

一、若林 は寛永三年より御城御普請始同五年御城出來して若林と號せらる。寛永五年より享保八年まで九十六年なり。

一、石名坂 圓福寺前の坂をいふ。古跡といへども慥かならず。

一、本御弓町 南材木町西裏なり。二丁共にいふ。元來御弓衆居る故にかくいふ。此の材木町西裏合せの本御弓町へ寛永十四年の頃忠宗公御代若林染師町裏の邊

より遊女を移し遊女町と成り十二三軒建つ。其の後南の丁を寒ぎ北の方一方口と成る。万治三年の秋遊女御法度と成る。万治三年より享保八年まで六十四年なり。本御弓の町とは本お河町のことなり。

一、小保町（ほ） 遊女町南染師町東裏の邊なり。寛永五六年の頃出る。政宗公寛永五年に若林へ御移しなり。忠宗公御代始同十四年頃南材木町西裏合せ本御弓町へ移さる。

一、疊丁 六十人町にて小坂の邊より西へ穀町の間二丁ほどの間をいふ。染師町北裏の町なり。昔疊指居りしゆゑにいふ。

一、六十人町 疊丁小坂の邊より東をいふ。御足輕六十人居るゆゑにいふ。

一、五十人町 は六十人町北裏の丁なり。御足輕五十人居るゆゑにいふ。

一、三百人町 は五十人町の北裏の丁をいふ。御足輕三百人居るゆゑにいふ。

一、飛觀音 延寶六年頃若林三百人町御足輕惣右衛門屋敷へ來臨し給ふとて貴賤

群集す。一ヶ年ほど立ち給ふ後に荒町毘沙門地内へ移し十ヶ年ほど過ぎてまた毘沙

門堂の西角皎林等門前へ移し奉る。

一、御下屋敷 元祿五年五六月頃御普請始まり御屋敷場出る。保春院地内御屋敷場の内にあり。

御 茶 煙

一、御茶烟（むかし） は昔御茶園ありしゆゑにいふ。寛文十一年より享保八年まで五十三年に成る。私曰、御茶烟といふは今連坊東南裏にて孫兵衛堀と薬師堂二十四坊門の西にある丁をいふ。

一、戀慕小路 は昔は遊女町への通りなるゆゑにいふ。今も其の名残りには編笠をこしらへ賣るなり。又一説に連坊小路といふ。これは寺小路ゆゑ坊連（づらな）るといふ心なり。然れども連坊小路とはいはず、戀慕小路なり。

一、成田町 三百人町の北裏の丁をいふ。昔成田より召し出されたる御足輕居りしゆゑなり。

一、柴田町 成田町の北裏の丁をいふ。昔柴田郡より召出されたる御足輕居りし故にいふ。御足輕町歌に

れん坊や片ふさかけて柴田町成田三百五六十

谷地小路並に八ツ塚木の下

一、谷地小路 昔は此處大ふけ田なりしゆゑにいふ。

一、柴田町 東七番丁ともいふ。又此の七番丁を谷地小路ともいふなり。五ツ橋通より七番丁のうち荒町までの間、昔はふけ田にして通路なり難きにより城北の中山より柴を切込み道としたる故に柴田町といふ。今車地藏邊まで押しなべて柴田町といふ。

一、おがら町 柴田町東裏の丁なり。昔柴田郡大河原より召出さるゝ御足輕ども被指置故大河原町といひしを、いつの頃よりかおがら町といへるにや。此のおがら町は東八番丁南荒町まで通り、北は二十人町までなり。

一、明神 おがら町のうち御足輕屋敷のうちに狐のむろあり。是を俗に明神といふ。尊むべからず。

一、二十人町 といふは御名懸丁東車地藏角より榴ヶ岡までの通りなり。此の町西入口少し東に思案橋とて昔は谷地小路八番丁邊に遊女町ありし頃、此の橋の邊より思案をして通ひし所といひ傳ふ。

一、荒町 北裏常念寺の万日回向貞享二年二月二十一日より始まる。享保八年まで三十九年なり。

一、孝勝寺下馬 延寶六年頃十番丁通北向に今の下馬より被移しところ。又貞享年中今のが下馬に歸り西向となる。延寶六年より享保八年まで四十八年になる。

一、八ツ塚 昔は此所野畑にて古塚八ツありし故にいふ。今は其の所寺院屋敷となる。寛永十四年頃本寺小路觀音堂邊より諸寺院を移し、又本寺小路より移されたる新丁なれば新寺小路ともいふなり。寛永十四年頃より享保八年まで八十七年ほどに成るなり。

一、影沼 新寺小路中ほど窪き所あり。晴天の時は海水映りて沼の如く見ゆる
と是をいふなり。天和年中の頃窪き所へ土を置きぬれば水影移らず、影沼廢す。當
時阿彌陀寺の觀音影沼の觀音といふ(仙臺城に據るもの多し)。

一、木ノ下向山神社 いづれの時より立ち給ふといふを知らず。木ノ下雷公社藥
師堂の東脇にあり。延寶年中に建つ。木ノ下藥師堂といふは慶長九年に政宗公御再
興。

一、毘沙門堂 御本丸並に御城下普請成就の後名取郡北目より移し給ふ。

小田原

一、小田原村分のゑにいふ。

一、山本勘助本屋敷 北一番丁より權現丁へ行當り少し南へ行きて御宮町より東
へ通りたる丁を少し行けば、權現丁東裏に附き北へ入りたる末無なり。山本勘平屋
敷ともいふ。延寶三年小屋敷四軒にわかつて中程へ末無を出す。享保八年まで四十

九年になる。

一、亘理信濃本屋敷 權現丁下南丁切より少し南へ行き一丁東なり。寛文十一年
頃小屋敷六軒に割きしなり。享保八年まで五十三年ほどになる。

一、新丁 權現丁より東へ五丁目に當る丁より東二丁をいふ。

一、定禪寺本屋敷 權現丁より東へ三四丁目邊の間なり。右同時に割崩し小屋敷
となる。享保八年まで右同断。

一、蜂屋敷 承應元年五月忠宗公御代に西國より蜜蜂を御下し、權現丁一番丁行
當りより北へ上りて御宮町より東へ割きたる丁の指當りての邊へ百間四方に南表の
屋敷を構ひ、真中へ榎木の高き三丈ほどの廻り五六尺ばかりなるを植え、三方へ種
々の花木を植え、親蜂二ツ子蜂二三升飼ひ留め、醫師を附け蜜を取らせ給ふ所に、
同二年七月十二日榎木より蜂ども飛び出で遊びける時、俄に雷かゝり雨降り大風吹
きて蜂ども忽ち難風に會ひ其の跡荒れける。故に後に小屋敷となり、蜜蜂はよく大
根などの花に附くなり。毛の生ひたる尻に白き縞の筋ありて人を刺す。小さき蛇あざに

似たりと、其の節其處へ行きて見たる人いへり。承應元年より享保八年まで七十二年となるなり。

一、小野寺十藏本屋敷 蜂屋敷東脇の邊なり。百二三十間四方の大屋敷なり。延寶五年の頃小屋敷となる。享保八年まで四十七年ほどなり。

一、飯塚出雲本屋敷 は蜂屋敷指當りより一丁東の指當り東側にて南の方へ一丁程の内なり。四方百間餘の屋敷なりしが元祿五年十月割崩し小屋敷となる。享保八年まで二十二年なり。

一、茂庭周防本屋敷 車地藏通より一丁北鐵砲町北裏邊なり。四方百二三十間の下屋敷なりしが貞享元年頃割崩す。享保八年まで四十年ほどなり。

一、土取場 此處延寶八年閏八月の霖雨にて大沼と成る。魚類住みしが元祿元年の頃屋敷に割る。享保八年まで三十七八年なり。

一、畠屋敷 新丁東裏畠地元祿七年の頃屋敷割出す。享保八年まで三十年位なり。

定禪寺邊より本寺小路並に櫛ヶ岡

一、本寺小路 は昔の寺丁なり。寛永十四年の頃八ツ塚へ移し新寺小路出て、此處は侍丁になるゆゑ本寺小路といふ。新傳馬町下北裏の丁なり。享保八年まで八十七年ほどなり。

一、車地藏 昔車地藏あるゆゑにいふ。東七番丁の北にて原ノ町より西へ行當り本寺小路へ折り廻はし行く辻なり。少し店あり。

一、上遠野掃部本屋敷 本寺小路下大工町の方の上にて四方百二三十間の屋敷なりしが元祿八年三月丁通り職人衆屋敷數軒出るなり。享保八年まで二十九年なり。

一、大工町 本寺小路と車地藏の間なり。今仙臺大繪圖に御職人町とあり。

一、同心町 天和三年より貞享元年までに出る。寛永十八年正月朔日伊達郡梁川より八幡を忠宗公勧請し給へて今八幡と祝ひ立て給ふ。綱村公天和三年に川内へ移

し龜ヶ岡八幡宮とあがめ給ふ。其の跡同心町となる。寛永十八年より享保八年まで八十三年なり。天和三年より享保八年まで三十九年に成るなり。今三番丁寺小路北角の邊舊鳥居の邊の由。

大佛・瀧澤明神、舊八幡宮の跡の由申傳ふ由なり。

一、定禪寺より東へ片側通りの同心町は元來よりあり。

一、大佛同心町等覺院にあり貞享元年に立つ。享保八年まで四十年なり。



一、躑躅ヶ岡天神 綱村公御代寛文七年七月二十五日に東照宮地内より移し給ふなり。本天神は東照宮權現の東脇なり。此の社南向にして大木茂り、いみじき社なりしが權現社狭きゆゑ躑躅ヶ岡へ移す。今は其の跡東照宮の地内となるなり。

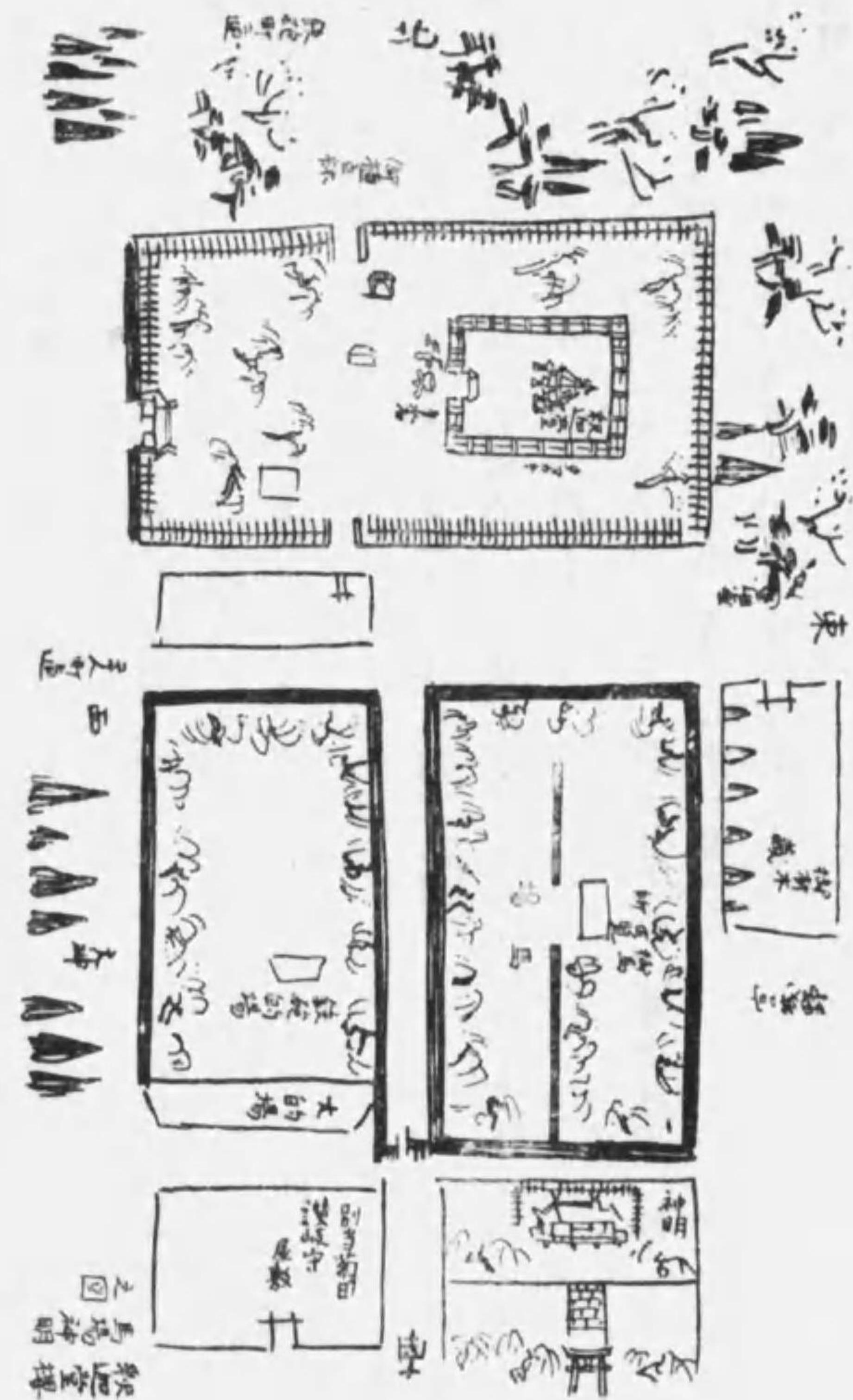


天神古社の図

一、釋迦堂 忠宗公御室光宗公の御母は池田宰相輝政公の御息女家康公の御養女おふりさま(振姫)萬治二年二月五日御卒去なり。孝

勝寺殿是なり。御靈屋は孝勝寺にあり。綱村公御母はおはつさま貞享三年二月四日

御卒去、淨眼院殿是なり。此の御靈屋も孝勝寺にあり。お初様の御守佛久成如來は赤梅檀の香木にて作れり。則ち此の御堂の御本尊なり。元祿七年十月より御普請始同八年三月八日御造營畢有りて碑銘も立つ。其の日南脇の馬場にて弓射始馬乗始あり。觀式の躰今は都にも絶えて不聞見、ものごとなり。堂のあたり、土手のあたり遙々と地主の櫻を隙なく植えければ、靈香四方に薰じ、百千の鳥迦陵瀬伽を囁る。此の花の盛り芳野も山遠く清水も花稀なり。わが大和の國になぞらふべき方なれば、まして唐土の春は如何ぞと覺えける。西門には二天を安置す。其の下に茶店軒を連らね、馬場の南に黒門を建つ。坂の下左右に町あり。東西南北の家々には乙女の舞琴三味線興を催し、花の木蔭々々には幕うち廻はしうたひ遊ぶありさまは上野の櫻下谷の遊興にも及ばざらんや、誠に極樂世界も爰を去ること遠からず。其の折しも木の下祭、東照宮西脇万日堂回向なりければ、宮城野、榴が岡、玉田横野、城市廣原の往還、遠國近隣をいはず、貴賤男女裳裾を連らね、袖をかけ、晝夜引もきらず、夥敷、萬代未聞のことなり。元祿七年より享保八年まで三十年なり。



町々軒數並神社佛閣門前のこと

一、大町一二丁目五十六軒檢斷一人肝入なし、今は五十九軒。

同三四丁目八十七軒半檢斷二人肝入一人、今は九十二軒。

新傳馬町四十九軒半檢斷二人肝入一人、傳馬丁なり、今は五十軒。

北鍛冶町五十二軒檢斷一人。

二日町六十六軒檢斷二人肝入一人、今は六十八軒。

國分町九十八軒檢斷二人肝入一人、傳馬丁なり、今は百十二軒。

本材木町四十三軒半、今は四十五軒。

北材木町七十八軒半檢斷二人肝入一人、傳馬丁なり、今は八十一軒。

立町七八軒檢斷二人肝入一人、今は八十一軒。

肴町七十九軒檢斷二人肝入一人、今は八十二軒。

疊町十九軒。

袋町十三軒。

南町五十九軒檢斷二人肝入一人、今は六十一軒。

柳町四十三軒檢斷二人肝入一人、今は四十五軒。

北目町六十一軒檢斷一人肝入一人、傳馬丁なり、今は六十五軒。

兩染師町八十三軒半檢斷二人肝入一人。

田町四十四軒半檢斷一人肝入一人、今は四十七軒半。

荒町八十八軒檢斷二人肝入一人、今は九十一軒半。

南鍛冶町六十二軒半檢斷當番、今は五十二軒半。

穀町二十七軒と小間にて五軒檢斷一人肝入一人。

南材木町六十二軒半檢斷二人肝入一人、今は六十四軒半。

河原町四十六軒檢斷二人肝入一人、今は四十軒半。

遠八幡門前丁九十八軒。東照宮門前丁百二軒（御宮町御宮の方を上といふ、南の方を下といふ）今は百十軒。龜ヶ岡八幡門前丁二十五軒檢斷一人肝入一人。釋迦堂

門前丁、大年寺門前丁、萬壽寺門前丁、大工町二十八軒、若林染師町五十二軒半、右の外小町不可勝計。

一、右の内傳馬役前日のこと 朔日より十一日まで國分町、十二日より十九日まで北材木町、二十日より二十五日まで北日町、二十六日より晦日まで新傳馬町なり。昔は朔日より十日まで國分町、十一日より十九日まで北材木町なりしに元祿七年右の如く割替。

一、右惣屋敷 來歴大概如此。此の外大屋敷を引き崩し小屋敷となし、又小屋敷を數軒になめしたる所數ヶ所ありといへども、大屋敷を割崩しても軒丁出でざる分、又は小屋敷を數軒になめし候ても有来る丁（有りける）迄塞き入らざる分は記さず。

一、御用屋敷 十三軒、寺屋敷百八十八軒塔頭は除く。山伏屋敷二軒。外に數多あれども、達ての屋敷にあらず。御扶持人屋敷、諸職人屋敷、役者屋敷、座頭屋敷、右の類は未だ記さず。

一、御城下町數合二十七ヶ所、此の家數千五百五十九軒。

一、川堀一間以下九ヶ所。米ケ袋御領屋曲輪の堀。

一、沼・堤・池九ヶ所。

一、橋一間以上の橋六十三ヶ所内板橋十三ヶ所。

一、辻番所百九十七ヶ所の内侍丁辻番所百二十一ヶ所、御城下邊御下屋敷定番所四ヶ所、町々定番六十五ヶ所、時の番七ヶ所。

一、印杭十ヶ所の内半里詰の印杭、片平丁、柳町、中島丁、木町、北一番丁と二番丁の間、新傳馬町、國分町。一里詰の印杭、南鍛冶町、三番丁、八ツ塚、北山光明寺前。

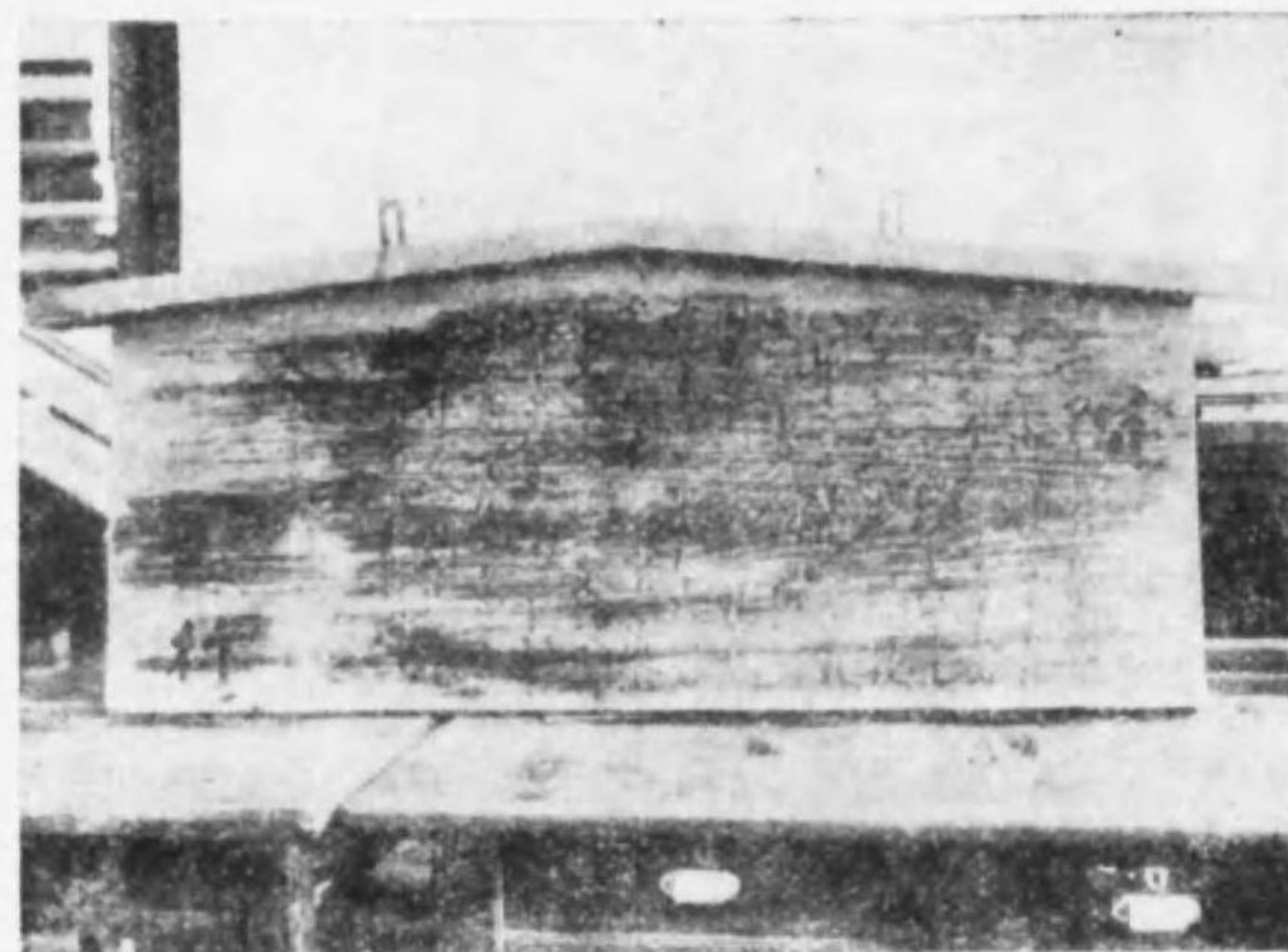
一、下馬八ヶ所の内御城下三ヶ所大手御門前、御裏御門前、龜ヶ岡、覺範寺、孝勝寺、瑞鳳寺、東照宮。右の内瑞鳳寺下馬は石なり。攝津國天王寺の下馬を寫すと、銘あり。

瑞寶寺石下馬圖 高さ八尺面幅一尺八寸 脇幅一尺五寸北向



裏銘

此下馬兩文字點畫法式模寫
曾我丹州牧所使朝鮮人書攝津國
天王寺石下馬之字者也
寛文三癸卯年七月十二日
莊子助三經吉



仙臺萩

定

(遠藤氏藏)

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審な
るもの有之者申出べし御ほうびとして

ばてれんの訴人

いるまんの訴人

立かへり者の訴人

同

断

ばてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同

断

同宿並宗門の訴人

銀百枚

右の通可被下之たとひ同宿宗門の内たりとい
ふとも訴人に出る品により銀五百枚可被下之
かくし置他所よりあらはるゝにをいては其所
の名主並五人組まで一類ともに可被處嚴科者
也仍下知如件

天和二年五月

日

奉

行

六三

一、大年寺、萬壽寺御制札十ヶ所の内御城下四ヶ所大町芭蕉辻、北目町、龜ヶ岡、北山堤上、越路愛宕下。

大町芭蕉辻札、忠孝札(略)切支丹札、捨馬札(略)。札場東向なり、如此に段々掛りて捨馬札は如此上の二枚より左脇へ出てかゝるなり。

御城下四ヶ所御池の内御制札略

同龜ヶ岡脇御坂の御制札

一、此處より西御林の内へ不可出入若し違背之族於有之者可爲越度也

北山堤の上杉山の御制札



違背之者於有之は可爲曲事

貞享二年二月 日

越路鹿落坂の上にあり山際にて仙臺在郷境也

定 越路山 茂ヶ崎山 根岸山 芦ノ口山 金剛山澤山 山田山 前林

御留林の内にて竹木伐候事は勿論枝等に至る迄折取る事堅停止たり家來の者相背候はば其主人迄越度なるべし若相背者あらば申出づべし訴人に出る族は縱同類たりといふとも其科をゆるし御褒美として金子十兩迄可被下之下人ならば其主人かまひなき様に可被成下之違背之者存知ながら不申出之後日にあらはるるに於ては可爲曲事

貞享二年六月 日

富	田	壹	岐
佐	々	豊	前
遠	藤	内	
柴	田	中	務

一、末なし丁二十九ヶ所寺屋敷の門前末なしは不入。

一、難所三ヶ所、誓願寺渡戸^{わたりど}大難所、土樋より誓願寺渡戸への下り口坂なり。歩^かにて往來たやしからず、夜道慎むべし。

一、類名のこと、柴田町二ヶ所、東七番丁をいふ。又御茶畠南裏の丁をいふ。田町二ヶ所、染師町荒町の間をいふ。又北山の下東昌寺通疊丁東裏をいふ。疊町二ヶ所、北鍛冶町北續きの丁をいふ。又若林六十人町まで小坂の通より穀町の間をいふ。染師町二ヶ所、北目町と田町の間をいふ。又若林にあり。大工町三ヶ所、川内にあり。又本寺小路東をいふ。又新小路九番丁北裏をいふ。

右の外同名數ヶ所あれども或は本何丁今何丁或は南何丁北何丁などいふは記さず。

一、寺二百五ヶ寺内天台宗十八ヶ寺、真言宗六十二ヶ寺、曹洞宗三十八ヶ寺、臨濟宗二十六ヶ寺、時宗二ヶ寺遊行派の事、淨土宗三十一ヶ寺、法華寺二十一ヶ寺、淨土真宗二十一ヶ寺、但し塔頭まで入候者なり。

一、山號類名三ヶ寺、天台宗成就山満願寺、淨土宗成就山大德寺。法華宗光明山孝勝寺、淨土宗光明山實相院。淨土真宗佛法山東漸寺、淨土宗佛法山法圓寺。

一、類號類名五ヶ寺、天台宗安樂寺同心町上なり、淨土宗安樂寺北山前。天台宗圓徳寺角五郎、淨土宗圓徳寺八ツ塚入口。真言宗遍照寺戀慕小路西入口、淨土宗遍照寺八ツ塚入口。曹洞宗龍興院戀慕小路、臨濟宗龍興院は瑞鳳寺の塔頭なり。

一、文字替りの類號、天台宗隆興院猿引小路。真言宗常光寺若林、淨土宗淨光寺天神前なり。

一、佛殿九ヶ所の内觀音四ヶ所、藥師二ヶ所、右の外諸寺院の中に立ち給ふ佛殿は不記。

一、名所。

一、景地。

一、神社十八ヶ所の内。

伊勢二ヶ所 八幡三ヶ所 諏訪二ヶ所

神社の部

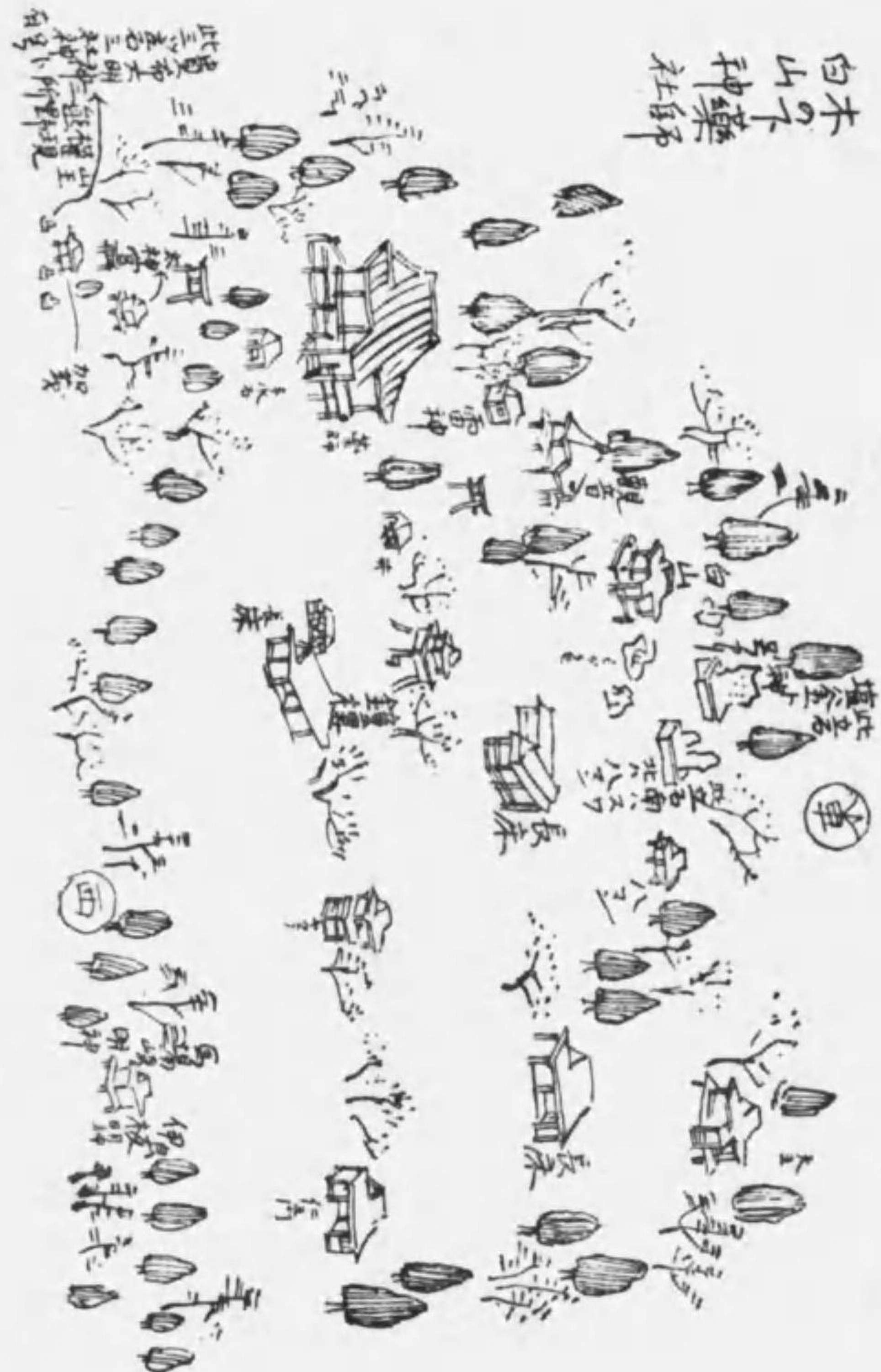
一、白山權現白山神社と申す。伊弉冊尊なり。別號菊理媛クリヒメと申す。加賀國石川郡に立ち給ふ神なり。木ノ下にいづれの頃より立ち給ふといふ事を知らず。年々二月二十五日閑上濱へ御濱おり、三月三日御祭禮流鏑馬あり。的射國分譜第の侍射つるなり。四日姥舞劍つるぎの舞七度のつかひあり。御祭米十石、二月十日に渡る。別當藥師合別當惣坊なり。寺を建つことは人皇四十五代聖武天皇の御宇なり。則ち此の白山別當護國山國分寺を天平九年に尼寺共に建立、當國鹽釜大明神の別當法蓮寺も此の御時より立ちける由。享保八年春鹽釜の社へと法蓮寺公事訴訟の義有之後社人ども方より右の趣國君へ披露し侍るとぞ。此の社南脇に高さ二尺五寸指渡し一間程の石に常に水あり、是を御手洗といふ。眼病の人是にて目を洗ひ平癒すといへり。又此の脇に立石三ツあり、其の表に鹽釜大明神・諏訪大明神・八幡大菩薩と三社の神號

あり。然れば此の石は人皇十六代應神天皇以後に建つと見えたり。委しくは繪圖に顯はす。祇園牛頭天王と申し奉るは三座の神なり。西は稻田姫中は素盞鳴尊東は龍女姫、山城國愛宕郡に立ち給ふ神なり。神社便覽に見えたり、牛頭大明神同體の神なり。白山長床の南に立ち給ふ。年々六月十四日の晩に神樂あり。同十五日に御祭あり。別當山伏滿藏院、住所二十四坊の近所（藍場らんばの近所と仙臺便覽鈔にあり）。伊良板大明神・馬場崎明神とも申す。いづれの神とも縁起知り難し。或説に木ノ下にとまります元祖の神なりといふ。神體には幣帛を狐の頭に切り用ゆ。古來よりの神ならば後世俗の誤りなり。正法に狐を明神と尊むことなし。三月三日流鏑馬の時いかほど驅け出る的射の馬も此の社の前にて立ちとゞまるといへり。佛生坊の門前には高さ二尺五寸幅一尺四寸程の石にて切りたる祠のうちに立ち給ふ神なり。藥師仁王門道よりは西に引きこめてあり。

大神宮三座天照大神一座相殿の神なり。左は手力雄、右は萬幡姫。天照大神は則ち大日靈尊おほひるめむちにして、伊弉諾・伊弉冊尊天地を開き國の主たるものを作りて産み

給へる日の神にて、天地を照らし給へり。伊勢國度會郡に止ります大神なり。白山地内の西生巣原より新寺小路通入口林の右にあり。鳥居の額に大神宮とあり。外宮は奚に不記。

山王權現熊野三所貴布稱大明神鳥居の額に一所に三社と如此記して右大神宮の北の祠にあり。山王は日吉神社にて大物主神・國常立尊・八幡大神宮・國狹槌尊・菊理媛・宇賀姫・豊醜渟尊凡そ七社を日吉の社と申す。後世に傳教大師日吉を比叡山にて山王と號す。山王とは兩部の社號なり。近江國滋賀郡に立ち給ふ。神社便覽に見えた。熊野三所と鳥居に額あり。山王と一つに並びて立ち給ふ。圖に委し。熊野速玉神社は速玉之男神・事解男神・伊弉冊尊神社便覽に見えたり。紀伊國牟婁郡に立ち給ふ。此の熊野は權社の始めなり。伊弉冊尊神去りましまして地の主と成り給へて物の威分れり。新宮・本宮・那智とて紀伊國に三ツの山あり。凡て熊野なり。右鳥居の額に三所とあるも此の三ツの山の事なるべし。外に熊野三社といふ神あるべからず。



木船大明神熊野三所一ツに立ち給ふなり。貴布稱キブキの神社は閻魔神くにおほさまこれ則ち伊弉諾の御子なり。山城國に立ち給ふ。此の神始めて木にて船を作ることを教へ給ふ神なれば木船の神と申し奉るなり。賀茂の末社なり。山王熊野の三社共に祠のうしろ脇に三石に三社の神號をほり付けてあり。右三社の神相殿にもあらず、一所に立ち給ふ神にもあらず。是世俗の業なるべし。

八幡白山東脇の祠なり。應神天皇なり。龜ヶ岡八幡の所に委しく記す。

雷神、別雷神と申して賀茂の神社と同體の神なり。山城の國賀茂別雷皇大神宮と申し奉る伊弉冊の御子なり。延寶年中に古内造酒之祐建立せり。白山宮と薬師の間にて觀音堂の西なり。

右九社いづれも白山の地内に立たせ給ふ。

一、愛宕鹿落坂の東南なり。愛宕神社山城國に鎮座ましましして伊弉冊尊なり。また軒遇突智神、是は人家に祭る釜神なりといふ。師傳、愛宕は祭神二座、第一伊弉冊は諸の産火を忌み給ふ神體なりとは火ノ神を産みて神去り給ふゆゑなり。第二

宗誓願寺。

火產靈尊ホムスピとは軒遇突智にて火神なり。火災を除く神なりと。大國主命又虛安は天狗などいへり、可笑。當社は虛空藏の東松山の中に立ち給ふ。此處に何れの時より鎮座といふことを知らず。六月二十三日夜市立つ。同二十四日御祭禮あり。別當天台

一、大神宮 此の御神のことは木ノ下大神宮の所に書きたれば爰に不記。何事にても大神宮といふは伊勢大神宮の御事なり。越路の鹿落坂に立ち給へり。此の御神をあひむすびの神といふことを聞かず。道祖神を結ぶの神といひて、祠の御柱或は鐘の緒などにしばり結びて諸願とす。大神宮を結ぶの神といふことを不聞、道祖神を結ぶの神といはんや。案するに戀路といふ所に立ち給へば、強ひて名付けたるべし。又此の神社の脇に庵あり、仙府不殘見ゆる景地なり。總て此の邊釋迦堂の景地江府にもなし。御社の別當曹洞宗大藏寺なり。

一、稻荷大明神 稲荷と申すは元來三座の神なり。大宮比賣命・倉稻魂うかのみたま・太田命おはた是なり。其の後八十五代龜山院弘長年中大己貴命・神功皇后を祭り入れて五座と成



國の森と町

る。さて當地の社は瑞鳳寺下の御小人町西の山際に小狐のむろあり、其の上に祠を作りかけて、所にては明神とばかりもいふなり。萬治年中の建立と見へて鑄口にも年號あり。今はむろ埋まりて形ばかりあり、これ神社の部に載すといふとも誠の明神にあらず不可貴。狐を明神と祭るべからず。世俗誤れり。但し山城國の稻荷の末社のうちに白狐社ありと。若し當社白狐を見て祭りたるか、夫とも稻荷明神とは違ふなり。

一、龜ヶ岡八幡 八幡大神一座人皇十六代應神天皇なり。寛永十八年正月朔日忠宗公伊達郡梁川より同心町本社へ勧請す。今八幡と號せらる。延寶五年正月九日綱宗卿今八幡を龜ヶ岡八幡と號し改め給へて天和二年八月十五日川内へ移させ給ふ。年々四月朔日祭禮なり。角五郎渡戸邊へ御河原下り、其の後流鏑馬門前にて執り行ふ。同二日神樂あり、又八月十五日にも神樂あり。四月八月兩度に御祭米八石渡る。末社右にあり。又此の社に參る者神樂を奏すとなり。高良明神玉垂命なり。是は八幡の末社なり。此の神武内宿彌を祭るは非なりと神社便覽にあり。宿彌は人皇

十二代景行より成務・仲哀・神功皇后・應神・仁德六代に仕へ三百六十四歳にて薨じ給へり。神主山田土佐守別當眞言龜岡山千手院、塔頭五ヶ寺秀明院・龍性院・福壽院・慈眼院・無量院（仙臺城には六供とて外に遍明院を加ふ）寺領いづれも五石宛・社家十人小野出雲様・大宮和泉様・長山權之介・熊田甚作・三浦兵太夫・鹿又三郎兵衛・氏家次郎助・佐藤庄吉・瀧谷才兵衛・御扶持方三人分宛、神子一人御扶持方二人分、掃除番一人御扶持方三人分、私曰、山城國久世郡雄德山の石清水八幡宮は應神天皇なり。應神の名臣武内なり。祭神三座中殿は應神天皇、東殿は豐玉姫、西殿は神功皇后なり。但し東殿は玉依姫にて應神の叔母とは非なり。玉依姫は神武の母にて時代遙に違へり。神功皇后の姉は豊玉姫とて則ち應神天皇の伯母なり。私又曰、石清水の攝社の内に高良の神は藤大臣連保なり。武内とは非なり。神號玉垂命といふことは千珠満珠の兩顆を奉行せしゆゑなり。啓蒙の説なり。又石清水の別當澄清が説に上の高良は武内下の高良は玉垂なりといへり。私曰、年々四月祭禮の節流鏑馬あり。射手玉造郡下野目村百姓どものうち代々家業にて社人一人射

手三人持高御知行に下置大崎遠八幡兩所共相勤め候時はいつも帶刀御免の由何年の頃よりの仰付にて候や御傳

馬被貸下候由とかや。

白鳥神社之図

附光明院

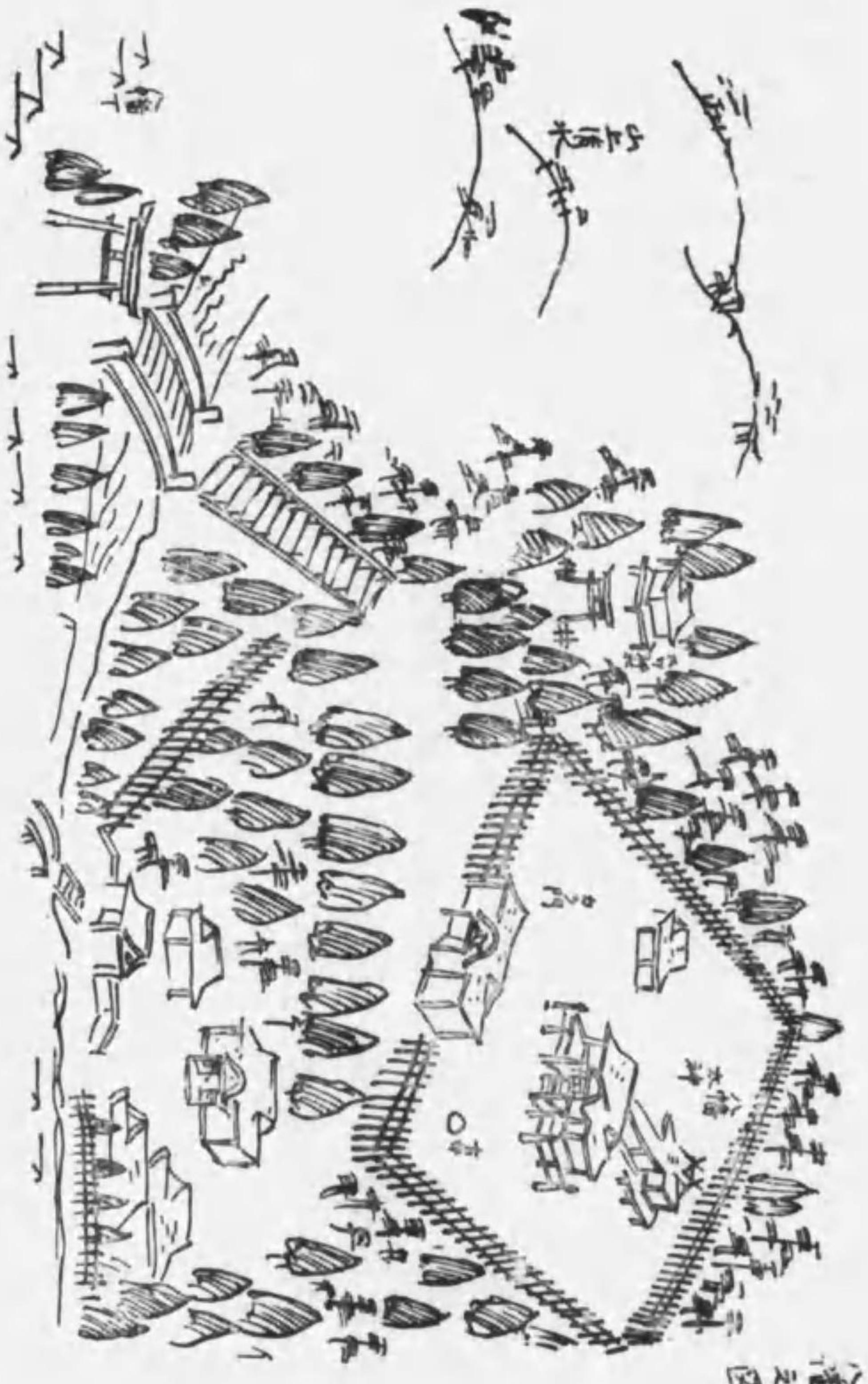


一、白鳥明神 人皇十二代景行天皇の皇子日本武尊なり。龜ヶ岡の北の山岸根子町上に立ち給ふ。九月九日祭禮ある。別當山伏光明院、世俗此の神白鳥になり給ふといふ。是を尊み不食。大に誤れり。神は虛空を以て體とす。不生不滅の

ものなれば、全く鳥にあらず、能々尋ねべし。又白鳥を食ふは忽ち神罰を被るとい

ふ。その誤りを知らずして私に食へば法を被るに似たり。其の志に咎あり。然れども誤りを誤りとするは神前にて食ふとも何の咎めあらんや。私曰、景行天皇四十年に東夷謀叛の時日本武尊の兄大碓皇子を大將せらるゝに逃げ恐れて行かず。故に日本武尊小碓と申し、伊勢大神宮へ參詣、倭姫に會ひ、寶劍を賜はり、駿河國にて東夷を罰し、なほ上總國にて難風に遭ひ、歸りて近江の國膳吹山にて大蛇の毒氣に觸れ、伊勢國能褒野のほのにて三十歳にして崩す。其の後白鳥と化して大和國琴彈原ことひきはらに飛び給ふといふ。其の因縁によりて白鳥を食はざるべし。况んや故に白鳥と神號をも申せば所の者食はざるも道理なり。此の神社東向なり。三十人町へなり出る山なり。

一、八幡大神 遠八幡とも大崎八幡とも米澤八幡ともいふ。神社の事は龜ヶ岡八幡の部に記す。先づ遠八幡と申することは御城よりは遠山に成るゆゑにいふなり。大崎八幡と申することは玉造郡岩手山より移し給ふなり。玉造は五郡のうちなり。北山八幡と申すことは記するに不及誰も知る所なればなり。慶長九年政宗公岩手山より移し給ふ。同十四年八月十五日建立なり。此の八幡大神は出羽置賜長井庄米澤成島



の八幡を政宗公岩手山へ移し給ふといへり。私曰、御譜略並に伊達鑑には八幡宮を何年に米澤より移し給ふといふことを見す。さて慶長十四年より毎年八月十五日御祭禮ある。角五郎前御河原下りあり。十四日晚神樂あり。的射は岩手山より出る。門前丁南側に的三ヶ所懸れり。龜ヶ岡八幡四月朔日の流鏑馬も此の玉造郡の者ども射るなり。併し龜ヶ岡は的一ヶ所に懸るなり。木ノ下白山の流鏑馬は國分士狩裝束にて射る中々見事なり。是も的には一ヶ所なり。御祭米一石八月二日渡る。別當真言宗惠澤山寶珠院龍寶寺（龍の玉、赤梅檀の輪藏釋迦如來）、塔頭六ヶ寺、龍城院、蓮乘院、玉燈院、泉照院、東光院、別當坊社人十人沼田出羽守、大場近江掾、石井下野掾、沼田杉本坊、石井滿藏院、蓮花坊、佐藤中覺坊、大場坊、仙社坊、掃除番正右衛門也。

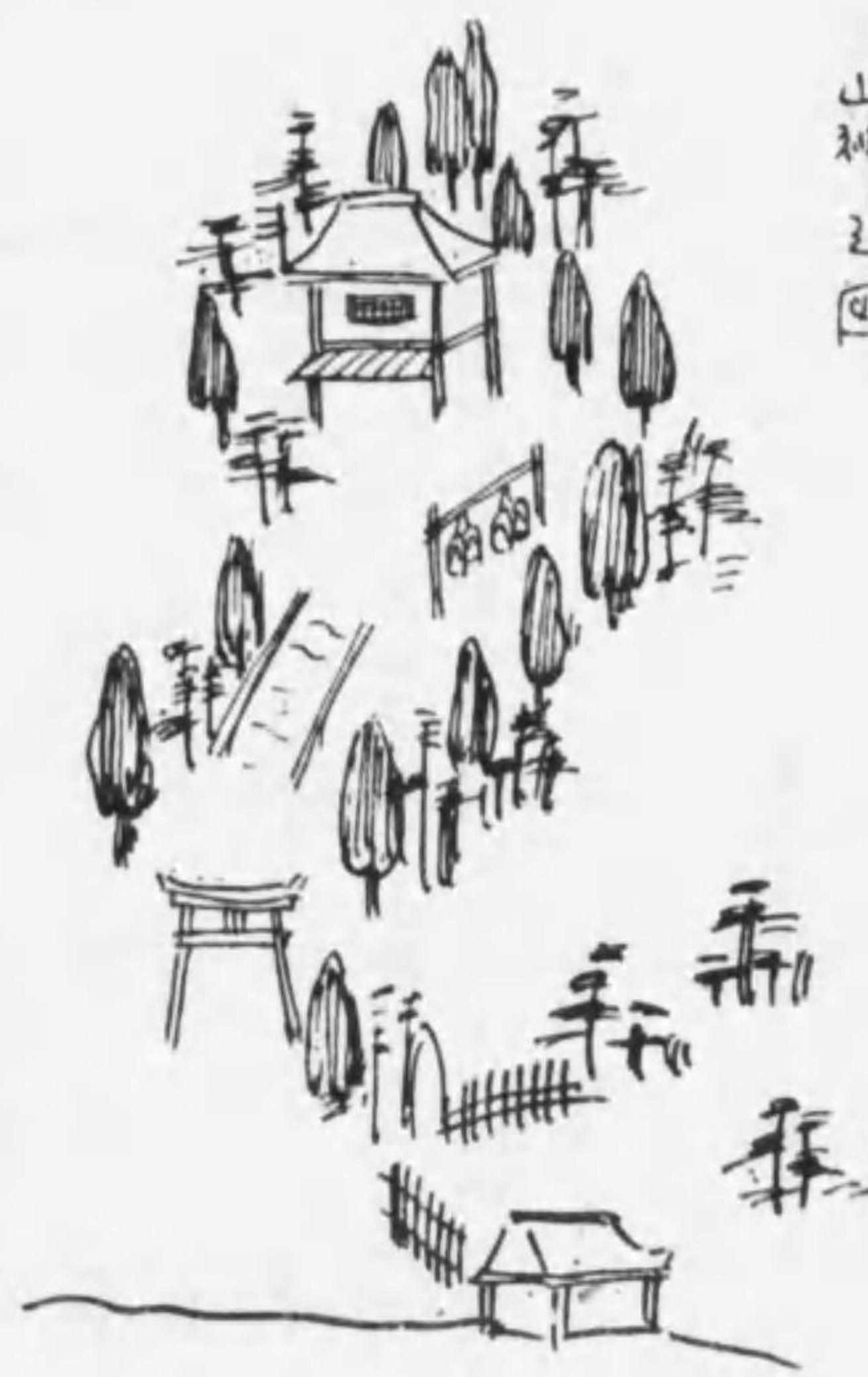
一、諏訪の神建御名方神なり。南刀美神社と同體なりとかや。社は右八幡の社地の内に記す。此の御神は大己貴尊の御子素盞鳴尊の御孫なり。此の神社に鹿を不忌、鹿にて祭るなり。右八幡地内御坂の上松原の内に立ち給ふなり。私曰、信濃國

上諏訪大明神諏訪下照姫大己貴尊の子建南刀美命の姉にて女神なり。諸社一覽に曰、舊事記に曰、天孫降臨のとき建御名方神天御孫の命に逆ふて不順、こゝに於て經津主の神、岐神をして逐はしむ。建御名方神逃げて信濃國諏訪郡に至りて降を請ふて曰、諏訪郡を以て父大己貴尊の譲りとして以て我有とせば天孫の命に逆はじと。經津主命天孫に申して諏訪を許し與ふ。是右の諏訪大明神なり。人皇五十代桓武天皇の御宇に奥州夷高丸達谷窟より起りて延暦二十年に駿河國清見ヶ關まで切り取る。坂上田村麻呂勅を承けて奥州下向の節賊高丸退治の願によりて社建立す。田村麻呂奥州神樂岡にて高丸を射殺し惡路王までをも平らぐ。右信濃國の諏訪祭禮は三月七日なり。此の日鹿頭七十五頭を其の神前に奉備なり。

一、山神 遠八幡北裏半子町國見坂下に立ち給ふ。近年此の神は疱瘡の神と號して草履草鞋繪馬に懸くるなり。按するに疱瘡神といふこと誤れり。疱瘡をする神にあらず。疱瘡は疫病なれば此の神疱瘡を掃ひ給ふことを教へしなり。昔此の神旅神と顯れ越前國湯の尾崎に於て疱瘡疫病を掃ひ鎮め給ふ。今は其の守りを孫嫡子とい

ふ。就中此の神を疱瘡やむ者は勿論なれども疱瘡神と心得ば僻事なり。疱瘡は疫病なり。別當遠八幡社人沼田出羽守なり。

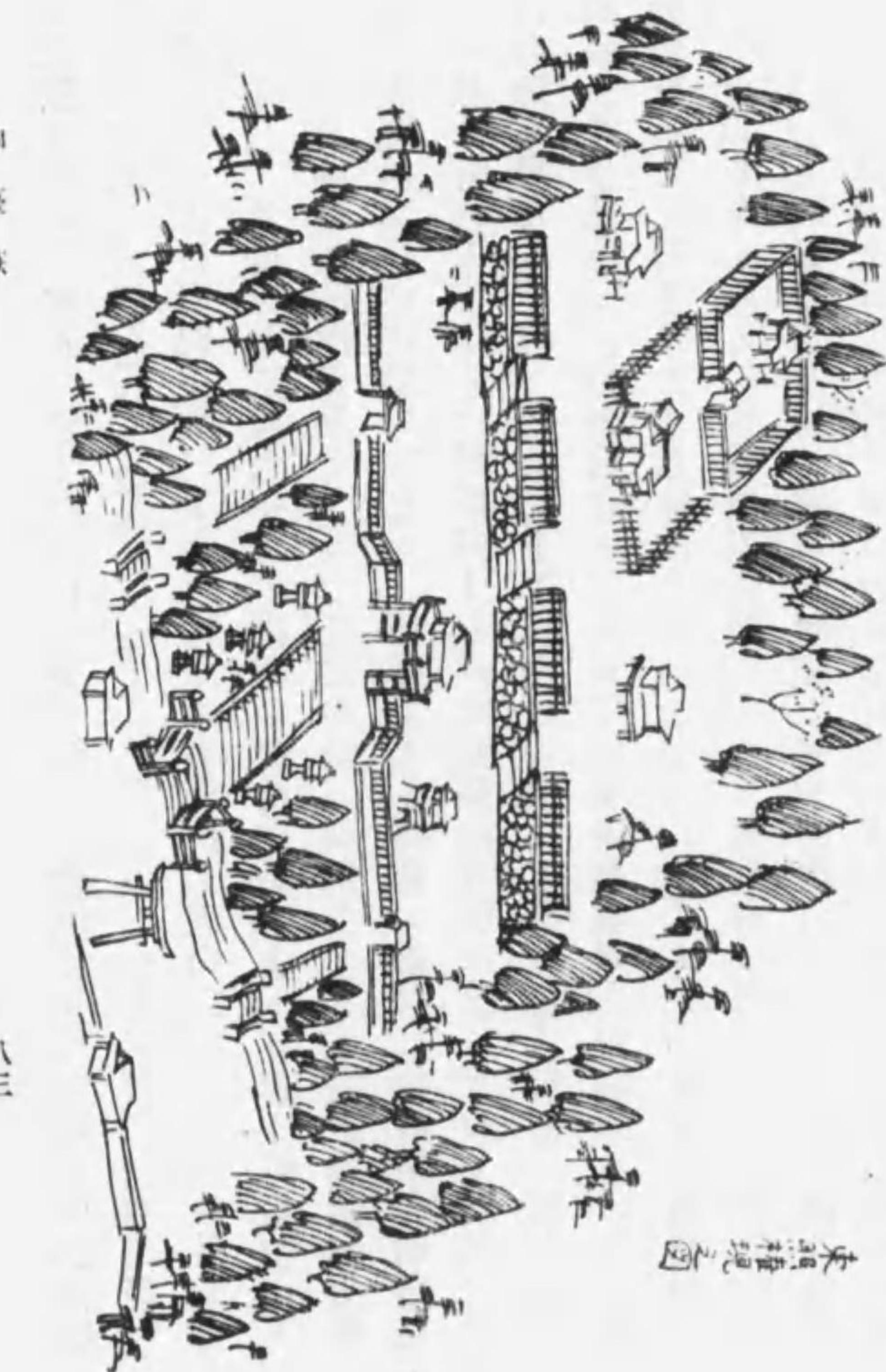
山神三回



なり。下野國日光山に葬る。三十三年経て百十代後光明院慶安元年四月四日勅命に

一、東照宮 人皇五十六代清和天皇より二十六代征夷大將軍源家康公なり。人皇百五代後奈良院天文十一壬子年十二月二十六日三河國松平にて御誕生、元和二丙辰年四月十七日駿府に於て七十五歳にして薨じ給

ふ。百八代後水尾院の御宇



より東照大權現宮贈正一位大政大臣と號し給ふ。當社は正保年中忠宗公御願、慶安元年五月歸國の御暇給はる節御願の通りに仰出さる。御下知以後御造營、奉行富塙内藏重信、山口内記重如、下奉行柳生權右衛門、大山三右衛門其の外數百人にして七ヶ年日、承應三年正月二十八日權現の御神體京都より江府上野東叡山まで御下し、開眼導師最教院僧正晁海なり。巳之助殿（綱宗公のこと）伊達兵部少輔東叡山社參、上野總奉行は茂庭周防なり。仙臺より御神體の御迎には石川大和宗弘罷り登り御神體を守護して下る。同四月十七日社堂御建立御造畢によつて御遷宮。其の日忠宗公御束帶なり。御一門は長上下熨斗目^(じゆ)の祫にて御社參。御劔一振御神馬代白銀一枚献上す。此所元天神の社なり。天正年中家康公奥州一揆御退治のため御下向の時此の社壇にて御休息ありしゆゑなり（仙臺城に曰く天正中家康公御發向の砌御陣所になりぬる玉手崎といふ當所の舊蹟によつて御官御造營ありける、其の節家康公のたまひけるに當地の景勝他國にも無雙なりとか仰出てしと）。御祭禮は忠宗公御代明暦元年九月十七日より始まる。仙臺惣町より種々様々の造りもの照りかゝやき前町立つなり。

御輿御出行道筋御宮町より御旅宮へ被相入、清水小路・田町・染師町・北目町・柳町・南町・大町通芭蕉の辻より西へ、片平小路北へ一丁目通東へ、立町國分町より北へ、二日町北一番丁を東へ、權現町へ入りて北御本社へ御輿入らせ給ふ。
別當天台宗仙岳院塔頭三ヶ寺延命院、寶藏院、延壽院。社人六人鈴木左太夫、杉田藤右衛門、北條義太夫、奥野喜六、松益坊、松齋坊、宮仕二人下男八人門前丁百二軒一軒に五百文宛田地附くなり、尤も素^{さん}年貢なり。渡物は一番は北鍛冶町唐

船、二番は北材木町猩々、三番肴町鶴、四番國分町布袋、五番田町大いし、六番大町一二丁目高砂右元祿九年に當る。一番荒町那須與市、二番二日町道成寺、三番北目町松風村雨、四番立町浦島太郎、五番南染師町大黒、大町三四五丁目くわつきよ右六丁元祿十年に當る。一番河原町南木町黒船、二番穀町南鍛冶町忠信、三番柳町俵藤太、四番本木町橋辨慶、五番新傳馬町引物不定、六番南町二十四孝なり。

東照宮御祭禮御先後警固の御武頭忠宗公御上覽承應三年九月十七日始りなり。十二丁一同に出る。一ヶ年置。齋藤淡路、荒井九兵衛三本鎧上下二十三人。明暦二年、湯目七郎左衛門、秋保刑部。同三年萬治元年、吉田圖書、松坂甚左衛門。同三年、今泉庄左衛門、黒澤正(庄)兵衛。寛文二年、桑折甚左衛門、増田傳右衛門。同四年、大沼十郎右衛門(十兵衛)、關勘兵衛。同六年、石田左兵衛、豊島久太夫。同八年、根本源左衛門、山本三郎兵衛。同十年、古内勘之丞、山路八兵衛。同十二年、菅野正(庄)左衛門、中村源左衛門。延寶二年、遠藤九郎兵衛、牧野次左衛門。同四年、齋藤安之丞、新妻勘兵衛。同六年、松岡兵左衛門、菅野彌左衛門。同八年、濱

田小左衛門、小川八郎左衛門。天和二年十七日雨降る。佐瀬市之丞、秋保半右衛門、三好源内、佐藤次郎衛門、牧野治左衛門、熊谷平左衛門。元祿元年、安部萬七、瀬成田伊左衛門。同三年、木戸十左衛門、黒澤文左衛門。同五年より二年續にあり。御武頭書立不足。畑中助三、小島長六(三)郎、但し二本鎧。同八年より二年續一年置。富田勘(助)兵衛、玉蟲七郎左衛門。同九年十七日雨十九日。横澤作左衛門、長沼惣左衛門替熊谷平左衛門。元祿十一年より三ヶ年續。橋本權兵衛、新妻源太兵衛替境野彌平次。同十二年、船山傳兵衛、松林仲左衛門替中山左太郎。同十三年、鈴木六之助、須郷六右衛門替青木彌太郎。同十五年より二ヶ年續にて一ヶ年置。伊藤忠治郎、久保彌五衛門。同十六年、今村三之丞、加藤十三郎。寶永二年、油井善兵衛、河東田十郎兵衛替松岡兵太郎(太郎)。同三年、和田六左衛門、松岡兵太郎替砂金彌作。同五年、堀越彌四郎(新治郎)、中地半兵衛御先替小關吉兵衛。同六年、足立正(庄)左衛門、若林孫左衛門替川島内記。同八年、市川長左衛門、五十嵐正(庄)左衛門。正徳二年、平賀源三郎、矢目(内)市三郎。同四年、山岸傳三郎、

牧野權十郎。同五年、山崎源太左衛門、徳江與市郎。享保二年、坂本左太夫、瀬戸久兵衛。同三年、川島勘兵衛、淺井八郎左衛門。同五年十七日雨十八日、本名九左衛門、佐藤平太夫。同六年十七日雨十八日、境源助、大河内平五郎。同八年、横田善助、早川庄助(庄之助)。同九年佐藤三右衛門、武田篠之助。同十一年、横尾權吉、眞山山三郎。同十二年成田助之丞、名村甚太夫。同十四年、平田傳之助、田中左内。同十五年、遠藤助太夫、油井茂兵衛。同十七年鹽澤市郎右衛門、中村八郎衛門。同十八年、森田清十郎、橋本市平(郎)。同二十年、但木新左衛門、武田五郎左衛門。元文元年、長沼善太郎、金澤庄右衛門替只野長藏。

一、天神三座なり 中は菅丞相、東は中將殿、西は吉祥女なり。山城國葛野郡西京に立ち給ふ。人皇六十代醍醐天皇延喜元年正月元日日蝕、同二十五日太宰の權帥に貶し、筑紫へ左遷。同二月朔日京を立つ。御子二十三人うち四人は男子にて國々へ流罪。第一の姫君ばかり都へ止め残十八人の女子は筑紫へ趣き給ふ。同三年二月二十五日道質五十九歳にて御薨去。其の靈魂祟りをなす。故に神に祝ひ給ふ。當社



仙臺 藤

は東照宮の社より東にありしを綱村公御代寛文七年七月二十五日今之躊躇ヶ岡へ移し給ふ。年々六月二十五日御祭あり。御祭米三石宛渡るなり。別當山伏光善院。私に曰、天滿宮は王城の西極北野右近の馬場に立ち給ふ。祭神三座、天滿天神中殿菅神、中將殿東間嫡子、吉祥女西ノ間北の方。菅丞相は人皇五十四代仁明天皇の承和十二乙丑年二月誕生、貞觀壬午四年文章生、九丁亥年得業生、寛平九丁巳年中納言を経て大納言、昌泰二己未年右大臣、延喜元辛酉年左遷、同三癸亥年卒し給ふ。今之安樂寺へ葬し奉る。六十一代朱雀院天慶三年七月七條坊門の婢女文子に託して右近の馬場に移し給ひしが、六十二代村上天皇の天暦元年靈廟を建てらるる。同九年天滿天神と號す。天德三年藤原師輔卿寶殿大に造營して甚だ神威を増す。菅神逝去より五十六年なり。六十六代一條院の正暦四年五月大政大臣正一位を贈らるる。はじめに示現し給ふ文子それは代々仁大夫と號し神職なり。妻は代々文子と號し女巫なり。

北野天神宮此の宮は菅原天滿天神宮の西の脇にあり。祠別なり。續日本紀に曰

く、仁明天皇承和元年二月遣唐使のため北野に天神地祇を祭るとなり、是其の社なり。然らば菅神より以前の勸請にして地主の神なり。凡そ北野へ参らん人先づ此の神を拜むべし。いづれも天神と申し奉るゝゑ混交して人辨知せざるなり。此の社南向なり。前は源兵衛堀坂下道にて東流、神明の東にて荒町より新寺小路大徳寺前孫兵衛堀北へ流れて來り落ち合ふなり。

一、諏訪の社 荒町毘沙門堂の西脇の祠なり。神社のことは米澤八幡の社に立ち給ふ諏訪大明神の所に委しく記したれば奚に不書也。當社は綱村公御代元祿六七年の比にや米ヶ袋御鷹部屋より移し給へり。

一、伊勢堂 北山にあり。此所に道心者一人庵を結びて住居す。其の傍に祠あり。慶長十九年伊勢踊といふ日本國中大流行なり。家康公此の踊を禁めし時、今之國分町に居たる者ども、かの踊道具を此の祠に納め、それより段々御宮を取立、後には伊勢大神宮とあがめ奉る。道心者宅地の跡を則ち今の別當神宮寺と號す。

北野神明は今荒巻村在郷分にて百姓置く寺なり。

右の外數ヶ所仙臺輪の内に立ち給ふ神社あれども皆在郷分なれば不記尤も元祿八年以後の分はなし。

昭和五年六月二十五日印刷
昭和五年六月二十七日發行

編修者 阿刀田令造
發行所 第二高等學校
歴史參考室

印刷者 鈴木杏策
印刷所 東北印刷株式會社
仙臺市教樂院丁六
電話 营業二八七〇八六〇工場

REC'D
330
170

終

